

# 福井大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(11)-3
II	基準ごとの評価	2-(11)-4
	基準1 大学の目的	2-(11)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(11)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(11)-10
	基準4 学生の受入	2-(11)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(11)-17
	基準6 教育の成果	2-(11)-29
	基準7 学生支援等	2-(11)-32
	基準8 施設・設備	2-(11)-36
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(11)-39
	基準10 財務	2-(11)-43
	基準11 管理運営	2-(11)-46
III	意見の申立て及びその対応	2-(11)-51
<参 考>		2-(11)-55
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(11)-57
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(11)-58
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(11)-60
iv	自己評価書等	2-(11)-68
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(11)-69



## I 認証評価結果

福井大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 文部科学省教育GPにおいて、平成20年度に「夢を形にする技術者育成プログラム」が採択され、教育課程の充実や学習指導法の工夫がなされている。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成15年度に「地域と協働する実践的教員養成プロジェクト」が採択され、家庭・学校、地域社会が抱える問題に、大学が主体的に取り組むことで地域貢献をしている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成16年度に「医学英語と医学・看護学の統合的一貫教育」の1件、平成17年度に「地域教育活動の場の持続的形成プログラム」の1件が採択され、学士課程の教育に効果をあげている。
- 文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」において、平成18年度に「地域産業との連携による派遣型高度人材育成」が採択され、産業の取組を理解し自主的に問題を解決する高度専門家の育成が図られている。
- 競争的配分経費として「教育に関する評価経費」を設置し、優れた教育活動・改善に対して財政的支援を行い、教材開発等を推進するための「教科書等作成推進費」を設け、学内の優れた教材開発等プロジェクトを支援し、GP等の獲得に結び付けている。
- 卒業（修了）生から直接に提言・意見等を収集するシステムとして、ホームカミングデーを開催しており、ホームカミングデーでの意見は、育児室の設置、医学部医学科推薦入学試験における「地域枠」の導入、研究棟の冷暖房設置等の改善に活用されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の1つの研究科においては、入学定員充足率が低い。
- 双方向遠隔授業システムにおいて、当該大学からの発信が少なく、十分に利用、活用されていない。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 大学院工学研究科の独立専攻である原子力・エネルギー安全工学専攻においては、社会的ニーズや学術の進歩に対応しているが、当該分野の専門技術者育成のための組織作りに、より一層積極的に取り組むことが望まれる。
- 同上の専攻においては、遠隔連携講義を通じた大学間連携等によって原子力・エネルギー関係の教育内容を充実させているが、教育内容の充実と社会的理解へ向けたより一層の努力が望まれる。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第1条に大学の「目的及び使命」として、「学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とする」と定めている。

これを達成するため、具体的な教育目標を定め、ウェブサイトで広く表明している。その具体化策として、第1期中期目標・中期計画において「教育の成果に関する目標」等を設定している。

各学部・学科・課程においては、「目的及び使命」をより具現化するため、それぞれの特性に沿って基本的な目的を策定し、教育研究実施の基本方針や育成する人材像を規程等で明確に定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則第2条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と目的を定めている。

この目的を達成するため具体的な教育目標を定め、ウェブサイトで広く表明している。その具体化方策として、第1期中期目標・中期計画において、大学院課程における「教育の成果に関する目標」を設定している。

各研究科・専攻においても、当該大学大学院の目的を具現化するため、それぞれの学術分野に応じて基本的な目的や養成しようとする高度専門職業人像等を策定し、規程等に明記している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

目的は、学生便覧等の印刷物に掲載し配付しており、またウェブサイトにも掲載するなど、様々な媒体

を利用して積極的に大学の構成員に周知を図っている。学部学生に対しては、新入生オリエンテーション等において、学長や学部長等が目的等を直接伝えている。新任の教職員に対しては、新規採用職員研修等において学長等が当該大学の使命や目的を直接教示し、周知を図っている。

大学の目的や概要は大学案内、ウェブサイト等様々な媒体・手段によって広く社会に公表されている。さらに、オープンキャンパス・高等学校訪問等の際に直接目的等を紹介するなど周知を図っている。また、ウェブサイトにおいては、目的や具体的な教育内容等を公表している。なお、大学の目的等の公表を含め大学の情報発信を強化するため、広報センターを設置し、積極的な広報活動の推進を図っている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準 2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 2 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程として、教育地域科学部、医学部、工学部を設置している。これら3学部では、当該大学の基本的教育目的である「地域、国及び国際社会に貢献する人材の育成」を実現するため、実践的な教育と特色ある研究活動を通して、高い独創性と豊かな人間性を備えた人材の育成を目指している。また、各学部で養成する人材に応じて、教育地域科学部では2課程、医学部では2学科、工学部では8学科を設置し、各々の教育目的に応じた教育研究活動を行っている。

教育地域科学部では、社会的ニーズに的確に対応するため、平成20年度に地域文化及び地域社会の2課程を「地域科学課程」に統合・再編している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

文京キャンパス（教育地域科学部、工学部）の教養教育は、共通教育科目（大学教育入門セミナー、基礎教育科目、教養教育・副専攻科目）を定め、共通教育センターが中心になって実施している。同センターによる取組「より高い現代的な教養教育をめざして」が平成17年度に文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択され、高度な幅広い視野を得る機会を提供する「副専攻制度」を設置している。

「教養教育・副専攻科目」は、複合的な現代社会においては、異なる分野に関する高度な素養も、一つの教養であるとする考え方に基づき、学生に自分の専門にとらわれず、広い分野の知識や方法、考え方を身に付けさせることを意図して創始された制度であり、共通教養・副専攻科目（A群）及び専門教育・副専攻科目（B群）からなっている。教養教育のために共通教育センターが独自に開講しているA群の科目に対して、B群の科目は、各課程、各学科で開講されている専門教育科目の一部を、他課程、他学科の学生が、課程、学科、学部を越えて履修できるように開放している科目である。

平成21年度は、A群：共通教養科目169科目（5分野12系）のほかに、B群：専門科目172科目（5分野18系）を、他分野を専攻している学生に開放し、履修できるような体制をとっている。

松岡キャンパス（医学部）では、教養準備教育の目的・目標に沿った医学教育の一環として、医学科で教養・準備教育科目（総合教育科目、基礎教育科目、医学導入教育、医学準備教育）が、看護学科で基礎科目が教養・準備教育運営委員会の統括の下で開講されている。

なお、教養教育は旧福井大学と旧福井医科大学の統合後6年を経た現在においても文京キャンパス（教

育地域科学部・工学部)と松岡キャンパス(医学部)で個別に実施されており、また教育内容・方法の充実等について全学的に検討する高等教育推進センター(全学組織)が設置されているが、教養教育に対する全学的な責任体制はいまだ十分に整備されていない。

これらのことから、教養教育の体制が全学的なものではないものの、2つのキャンパスにおいてそれぞれに整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成(研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程として、教育学研究科、医学系研究科、工学研究科を設置している。教育学研究科には修士課程と専門職学位課程(教職大学院)、医学系研究科には修士課程と博士課程、工学研究科には前期課程と後期課程の博士課程を置き、それぞれの教育目的に応じた教育研究活動を行っている。

これらの研究科では、大学の基本的目標である「地域、国及び国際社会に貢献する人材の育成」を実現するため、より高度な教育と特色ある研究活動を通して、高度の専門知識・優れた研究能力を備えた高い教育的資質を持つ人材又は高度な研究者・技術者の育成を推進している。

教育学研究科では、既存の学校教育専攻、障害児教育専攻及び教科教育専攻を、主として新しい地域一学校モデルの構築に取り組む学校教育専攻と、新しいカリキュラム開発に取り組む教科教育専攻として平成20年度に再編し、また教職大学院として教職開発専攻を設置している。

工学研究科では、平成14年度にファイバーアメリティ工学専攻を設置したほか、平成16年度には多様な原子力施設・環境を活かして、「地域、国及び国際社会に貢献する人材の育成」を目的に原子力・エネルギー安全工学専攻を設置している(いずれも独立専攻)。特に原子力・エネルギー安全工学専攻は、社会的ニーズや学術の進歩に対応しているが、当該分野の専門技術者育成のための組織作りに、より一層積極的に取り組むことが望まれる。

さらに、医学系研究科博士課程では、人類に対する高い倫理観を持ち豊かな人間性を涵養するとともに、医学及び関連科学における幅広い知識を有する卓越した医科学研究者並びに高度な医学医療の専門職能とリサーチマインドを有する臨床医学研究者を養成するために同課程を改組し、医科学専攻と先端応用医学専攻の2専攻を平成20年度に設置している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

「知的障害教育の担い手となる専門家の育成」を目的とする、知的障害教育専攻からなる特殊教育特別専攻科を昭和53年度に設置している。

同専攻科は、学校教育法に定めるところにより「清深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること」を目的としており、特別支援学校教諭一種免許又は同専修免許を取得することができる。これまでの31年間に147人の免許取得者を輩出し、その目的を達成している。

なお、今後は同専攻科を発展的に解消して、教育学研究科学校教育専攻及び教職開発専攻において、特別支援教育の専門性に向けた教育支援を向上・充実させていく予定である。

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

教育研究の目的を達成するために、附属施設及びセンター等を設置しており、それぞれの目的や概要は、ウェブサイト等を通じて公表されている。

各設置基準に沿って附属学校、附属病院等が設置され、学部・大学院における教育研究の目的を達成するために不可欠な「教育の場」としての役割を果たしている。また、両キャンパスに教育研究活動の支援基盤となる図書館（総合及び医学図書館）や総合情報基盤センターを設置しており、その他共同利用の教育研究施設として、高エネルギー医学研究センターを始めとする全学的及び学部にて特化したセンターを置き、それぞれの目的に沿って教育研究及び関連する業務やサービスを行っている。

学生の修学・健康・厚生問題に対応するため、学生支援センター、保健管理センターや厚生補導施設を置いている。

また、各センター等に対し自己点検・評価を定期的に行うことを義務付けており、さらにその結果に基づき評価委員会等で活動状況を評価し、センターの適切な機能維持、強化・活性化を図っている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究に関する重要事項を全学的に審議する機関として、福井大学法人規則において役員及び各学部選出評議員等から構成される教育研究評議会の設置を定めている。同評議会は毎月1回開催され、同会規則に定められた教育活動に係る全学的重要課題を審議している。

学部における教育活動に係わる重要事項を審議する機関として、各学部に教授会を設置している。各学部は教授会規程を定め、毎月定例開催の教授会において教育活動に係る重要事項を審議している。これらの審議結果等は議事録として保管している。

大学院では各研究科に研究科委員会（工学研究科にあつては教授会）を設置している。定められた規程に従い毎月定例の委員会（教授会）を開催し、大学院課程における教育活動に係わる重要事項について審議し、議事録を作成・保管している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数  
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

委員会規程に定められている個別問題委員会として、全学に共通する教育課程や教育方法等を検討する全学教務学生委員会を設置している。同委員会は教育・学生担当理事を委員長に、各学部から選出された教員等から構成されている。委員会は毎月開催され、教育活動の実施運営等に関する事項について審議を行っている。同委員会の下に個別事案を所掌する小委員会を設置し、各学部の関連委員会との連携により全学の円滑な教育活動の推進に当たっている。

各学部・研究科では、学部長、学部長指名の教授等を委員長とする教務学生委員会等を設置している。定期的に開催し、教育課程や教育方法等について審議検討を行っている。

教育内容・方法の改善に関する組織的取組を目的として、各学部・研究科にFD委員会等を設け、教育の質や方法の改善を図り、教育活動改善と自己点検・評価のためのPDCA体制を推進している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が



行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 文部科学省特色GPにおいて、平成17年度に「より高い現代的な教養教育をめざして」が採択され、高度な幅広い視野を得る機会を提供する「副専攻制度」を設置している。

**【改善を要する点】**

- 教養教育に対する全学的な責任体制が十分に整備されていない。

**【更なる向上が期待される点】**

- 大学院工学研究科の独立専攻である原子力・エネルギー安全工学専攻においては、社会的ニーズや学術の進歩に対応しているが、当該分野の専門技術者育成のための組織作りに、より一層積極的に取り組むことが望まれる。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

学則等の諸規則に基づき教員組織を編制している。教員配置の具体的方針を第1期中期目標・中期計画に明記するとともに、役員会の下に学長を議長とする人事会議を設置し教員の採用、昇格等に関する基本的な事項について審議している。さらに、創設の理念及び地域の特性を踏まえ、当該大学の目的及び使命として掲げている、地域、国際社会に貢献する人材の育成と基礎研究を重視し、当該大学の有する世界的水準の研究をはじめとした独創的研究及び高度先端医療を実践するために「全学定数配置に関する基本方針」を定め、基本方針を次のとおり定めている。

1. 教育研究診療分野の新たな改編を行うためには、全学的視野からの人的資源の配分が不可欠である。
2. そのためには、選択と集中及びスクラップアンドビルドの方針に基づいた既存組織の見直しを行う。
3. 学長は、全学の組織及び人員配置等について、教育研究評議会にて審議の上、役員会の議を経て決定する。

運用において、政府の総人件費改革の実行計画に基づく人件費削減に対応しつつ弾力的な人員構成を可能とするため、「総人件費削減対策と定数管理について」を定め、「ポイント制」を運用している。これにより、各部局がポイントの範囲内で柔軟な人員配置を計画し、「福井大学における学部等教員採用等確認事項について」に従い、学長が全学的視点から教員の適正配置をチェックする体制を整備している。

これら全学的な教員組織編制方針の下、大学設置基準や各教育研究目的に基づき、教員の適切配置を考慮した組織構成や専任教員の配置等、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制している。教員は学校教育法第92条に沿った役割を分担し、それぞれの教育研究目的を果たすよう相互の連携の下、組織を構成している。各組織には管理運営等の責任を所掌する、学科長や講座・領域主任等を配置している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教育地域科学部：専任 85 人（うち教授 53 人）、非常勤 50 人
- ・ 医学部：専任 169 人（うち教授 44 人）、非常勤 138 人
- ・ 工学部：専任 136 人（うち教授 61 人）、非常勤 28 人

各学科・課程の必修科目を含めほとんどの主要科目は専任の教授又は准教授が担当し、学習指導の責任体制が整備されている。専門科目の先端的学術等の講義やキャリア教育科目に地域有識者を含めた非常勤講師を採用し、地域教育力の活用、教育内容の質的向上を図っている。教養教育では、少人数型教育を推進する観点から非常勤講師を積極的に採用している。実験・実習等は、学部教員構成の特性に応じて、助手（教務職員）やTAによって適宜補助されている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 73 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 26 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 9 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 3 人

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 136 人（うち教授 76 人）、研究指導補助教員 24 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 113 人（うち教授 81 人）、研究指導補助教員 31 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 37 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 33 人

教員の採用に当たっては、大学院課程の研究指導ができることを前提とした採用人事が行われており、研究指導能力が担保されている。なお、先端的学術内容等の講義には、積極的に適任の非常勤講師を採用し、教育内容の質的向上を図っている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程における専任教員数は、15 人（うち教授 8 人、実務家教員 10 人）であり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

実務家教員には、小学校・中学校・高等学校等において20年以上の実務経験を持ち、教育行政・教員研修の担当者、管理職としての経験を重ねた実務家を採用している。みなし専任教員は、附属学校や公立学校の指導的立場の教員等から構成され、組織運営にも積極的に参画している。

すべての科目を専任教員が担当し、教育指導の責任体制が確保されている。実務家教員は、すべての科目において、研究者教員と協働したチームで授業を行う形態がとられている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学においては、規程等によって、それぞれの目的や特性に応じた教育・研究・診療等に優れた様々な経歴を持つ人材を、原則として公募により採用している。

教員の年齢構成に配慮しつつ、教育・研究の活性化のため外国人教員の採用を進めており、現在 12 人の外国人教員が在籍している。また、当該大学では女性教員の採用向上の基盤となる「女性の働きやすい職場作り」を推進しており、次世代育成支援対策推進法に基づく仕事と家庭・育児の両立支援企業として、平成 19 年 5 月に「基準適合一般事業主」の認定を福井労働局より受けている。

教育職員の任期に関する規程に基づき、教員の任期制を適用しておりその数は年々増加している。助教の採用は原則として任期制とし、現在 129 人が任期付教員として採用されている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇格基準等は、職員就業規則及び職員人事規程に基づき、部局ごとに規程等によって明確に定められ厳格に運用されている。

教員の採用や昇格に当たっては、教育及び研究業績の評価に十分資する内容を含む教員資格審査資料が教授会等に提出され、定められた基準に基づき審査が行われている。多くの教員が学士課程及び大学院課程における教育研究指導を担当しており、教育及び研究上の指導能力が共に重要な評価対象となっている。それぞれに対応する審査資料に基づき、多くの場合は候補者の講演・面接結果等を加味して審査が行われている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

第 1 期中期目標・中期計画に沿って、教育の質を向上させるために教員個人毎の教育活動に関する評価が全学評価委員会を中心に組織的に実施されている。定められた「教員の個人評価基準」に基づき、教育活動、研究活動、社会貢献・国際交流活動、管理運営活動の 4 領域において 3 年ごとに個人評価が実施されている（次回は平成 22 年度）。医学部においては診療活動も評価の対象になる。具体的な評価基準の詳細については各部局がそれぞれの目的に応じて定め、評価を実施している。評価結果は教員にフィードバックされ、必要に応じ部局長等との面談も行われる。

全学部において学生を対象とした、様々な教育に関する評価アンケートを定期的実施している。これら評価結果は、教員個人にフィードバックされ、教育方法・内容等の改善に活かされている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員には担当する授業科目や教育課程に関する深い知識のみならず、教育目的を達成するための基礎と

して、関連する活発な研究活動が求められており、教員はその研究成果や最新の知見を教育活動に反映させている。また、教員の担当授業科目、研究分野、研究業績を含む情報を、大学ウェブサイトで広く公開している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等を適切に配置している。工学部では技術部を組織し、学生の実験実習等における技術的指導に当たっている。また、松岡キャンパスでは、ライフサイエンス支援センター所属技術職員が学部学生・大学院学生の実験実習等における技術的指導に当たっている。

教育的効果や学生への教育支援に鑑み、ライフパートナーや教育実践研究等の授業（教育地域科学部）、テュートリアル教育や実習科目（医学部）及び実験・演習科目（工学部）等において、積極的にTAを採用・活用している。工学研究科では、平成19年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム(大学院GP)」に採択された「学生の個性に応じた総合力を育む大学院教育」によってTAの大幅な採用が可能となり、平成20年度は344人のTAを採用している。また、助手も学部等における実験・演習等の教育補助を分担している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程及び大学院課程では、従来の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を基盤として、教育理念・目標、特色、求める学生像及び入学者選抜の基本方針を明記した、全学的統一様式での入学者受入方針を平成20年度に定めている。

各学部・研究科では、「求める学生像」等をウェブサイト等様々な手段により広く公表し周知を図り、受験生が志望する学部等のアドミッション・ポリシーに関する情報が得られるようにしている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

各学部では入学者受入方針に基づき、多様なバックグラウンドを持つ志願者に対応するため、様々な入学者選抜方法を提供している。選抜方法は、大学入試センター試験とそれぞれの目的に応じた個別試験によって学力を評価する一般選抜と、高等学校からの推薦による志願者の特性を重視する推薦入試にて実施している。さらに、教育地域科学部の学校教育課程と工学部においては、アドミッション・オフィス（AO）入試、及び留学生、帰国子女のための特別選抜を行うなど、学力検査に偏ることなく、受験生の学習意欲や目的意識等を総合的に判断する選抜を行っている。工学部、医学部では3年次編入学制度を設け、医学部では2年次への学士編入学制度も設け、地域医療人育成のための「地域枠」を導入している。

大学院課程についても、入学者受入方針に基づき筆記試験、口述試験、書類審査等の結果を総合的に勘案し選抜を行っている。また、多様な入学者選抜方式を行い、留学生や社会人のための特別選抜も実施している。さらに、選抜試験を複数回実施するなど、志願者の便宜を図るとともに定員確保に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学の入学者受入方針は、原則的に年齢、国籍、社会経験等を問わず、あらゆる志願者を対象としている。各学部・研究科では、様々なバックグラウンドを持つ留学生、社会人、編入学生に対して、多様

な選抜方法を提供している。各学部・研究科では留学生、社会人、編入学生の受入に当たり、選抜方法を工夫し、広く学生を受け入れている。

選抜方法の工夫とともに様々な体制整備を行い、社会人や外国人留学生、高等専門学校や他大学等の多様な学生の受入向上に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程における入学者選抜は、全学的に検討すべき案件を審議・決定する全学入学試験委員会が中心となり、その下に関連する小委員会等が役割を分担し公正な実施を図っている。全学入学試験委員会との連携の下、各学部入学試験委員会等において各学部の入学者選抜に係わる案件が審議されている。

入学者選抜試験を厳正かつ公正に実施するために、入学試験実施規程を定め、入学試験監督者要項や面接要項等に基づき選抜試験を実施するとともに、学部入学試験委員会等が作成する選抜試験判定資料により、各教授会が入学者を決定し、最終的に大学として公表・通知している。

入試問題作成では周到な点検と厳正な採点に努めている。

公正な入学者選抜を実施するための一助として、受験生の申し出に応じて試験成績を開示している。さらに、これまでの入学試験データは入学志願者資料集やウェブサイト等で公表している。

大学院課程の入学者選抜は各研究科が中心となり、学士課程と同様の実施体制の下で実施している。それぞれの選抜試験結果に基づいて作成される判定資料により、各研究科委員会が入学者を決定し、公表・通知している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者受入方針に沿った学生の受入状況の検証は、全学入学試験委員会の統括の下に平成 14 年度に設置されたアドミッションセンター、入学者選抜方法研究小委員会、各部局の関連する委員会等で実施している。同センターを中心として、選抜方法の調査・検討、学業成績追跡調査等を行い、選抜方法点検・改善のための資料を収集し、各学部では、これらの結果を選抜方法の改善に役立っている。

大学院課程においても、選抜方法を適宜改善し、「求める学生像」にふさわしい学生の受入向上を図っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 20 年 4 月に改組された医学系研究科（博士課程）については、平成 20～21 年度の 2 年分、平成 20 年 4 月に設置された教育学研究科（専門職学位課程）については、平成 20～21 年度の 2 年分。）

〔学士課程〕

## 福井大学

- ・ 教育地域科学部：1.09 倍
- ・ 医学部：1.00 倍
- ・ 医学部（2年次編入）：0.96 倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.88 倍
- ・ 工学部：1.09 倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.17 倍

### 〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：0.82 倍
- ・ 医学系研究科：0.74 倍

### 〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：1.08 倍

### 〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：0.81 倍

### 〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.58 倍

### 〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：1.14 倍

### 〔専攻科〕

- ・ 特殊教育特別専攻科：0.05 倍

学士課程では、過去5年間においてすべての学科・課程で入学定員を適正に確保している。質の高い入学者を確保するため、大学説明会等での広報、選抜方法の改善等に努めている。また、工学部では受験生の要望にこたえ、新たに名古屋試験会場を設置し志願倍率の向上を図っている。

大学院課程では、入学定員を十分に満たしている専攻がある反面、入学定員を充足できていない専攻もある。医学系研究科博士課程の医科学専攻と先端応用医学専攻では、定員充足率は十分でない。また、工学研究科博士後期課程のファイバーアミニティ工学専攻、原子力・エネルギー安全工学専攻の両独立専攻では、発足後間もないこともあり、十分な定員充足率が得られていない。（ファイバーアミニティ工学専攻：0.54倍、原子力・エネルギー安全工学専攻：0.31倍）

なお、特殊教育特別専攻科では入学定員充足率がきわめて低いが、当該専攻科は平成22年3月31日をもって廃止される。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の1つの研究科及び専攻科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

### 【改善を要する点】

- 大学院課程の1つの研究科においては、入学定員充足率が低い。



**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】****基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

&lt;学士課程&gt;

- 5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学士課程の教育課程は学則や規程等に沿って編成され、教育上の目的を達成するための授業科目を各学部で定めている。教育課程の科目は、教養科目の共通教育科目（文京キャンパス）、総合教育科目等及び基礎科目（松岡キャンパス）と専門教育科目からなっている。

専門教育では、各学部・学科・課程の教育目的に沿って専門の学術を修得するために必要な専門科目を必修科目や選択科目として適切に配置し、それぞれ卒業所要単位数を定めている。

医学部の医学科・看護学科における専門科目は、教育指針である「医学教育モデルコアカリキュラム」、「看護学教育指針」に準拠した教育課程に基づき、国家試験で求める専門技能の修得に必要な専門科目や臨床実習科目等から体系的に構成されている。

教育地域科学部の学校教育課程では、各専門教科の学習に加え、「専門性を生かした実践力の養成」を理念に掲げ、カリキュラムに多くの実践研究科目を設け、体系化を図っている。地域科学課程においても、それぞれの系で開講される専門分野の授業と「地域課題ワークショップ科目」との「応用」、「総合」を中心に履修できるように組まれている。

工学部においては、基礎教育科目、教養教育・副専攻科目、専門基礎科目、専門科目が全体として体系

的に組まれるよう、科目間の関係や各科目と学習・教育目標との関係を、学生に配付する履修の手引きやウェブサイトで明示している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズにこたえるために、履修可能な科目の拡大を図っている。その一環として、単位互換制度等に基づく福井県内6大学等間での開設科目の単位認定、他学部の授業科目の単位認定を行っている。さらに、北陸地区国立大学（4大学：当該大学、富山大学、金沢大学、北陸先端科学技術大学院大学）間の授業科目（指定科目）を学術情報ネットワーク（SINET）で結ぶ双方向遠隔授業システムも整備、利用されているが、当該大学からの発信と利用状況は必ずしも十分とはいえない。

リメディアル教育の一環として、医学部、工学部では学力の個人差が大きい物理学、数学等の基礎学力を補う補習授業を行っている。

教育地域科学部及び工学部では、職業的意識の喚起や実社会体験の機会拡充に対応するため、インターンシップ制度を整備し、単位認定プログラムを策定している。

文部科学省で採択された特色GPや「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」を活用した社会貢献も活発に行っている。教育地域科学部は「地域と協働する実践的教員養成プロジェクト」（平成15年度特色GP）により、家庭、学校、地域社会が抱える問題に、大学が主体的に取り組むことで地域貢献を行っている。なかでも、不登校・発達障害支援（ライフパートナー事業）は関係自治体からの評価も高く、継続して実施されている。医学部は「医学英語と医学・看護学の統合的一貫教育」（平成16年度現代GP）により、社会的要請の強い医療領域での医師、看護師の英語能力の向上に寄与しており、大学の自助努力により、今後も教育活動を継続することとしている。工学部は「地域教育活動の場の持続的形成プログラム」（平成17年度現代GP）において、学部の学際的な科目「学際実験・実習」と、「地域社会の中の教育の受け皿・体制（市民組織である田原町デザイン会議や学生組織）」を連携させ、大学生と地域住民とが一体となってまちづくりを行っている。さらには、工学部における取組「学士力涵養の礎となる初年次教育の充実」が、平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学則第47条の規定に基づき、教育地域科学部及び工学部では専門教育科目の履修単位数の上限を定めている。医学部では、開講する専門教育科目のほとんどが必修であり、履修科目数は自ずと定まっている。これら履修科目の上限設定は、履修ガイダンスや助言教員等によって周知を図っている。

各学部ではレポート、授業外の学習指示等によって授業時間外の学習時間の確保を図っている。

一方、図書館における利用時間の拡大や、自習室やチューリアル室等少人数用教室の整備、講義室の開放、学習用パソコンの整備等、学生の授業時間外学習・自主的な学習に必須なインフラの整備を進めている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各学部の教育目的に応じて、講義・演習・実験・実習等の多様な授業形態を組み合わせた科目配置がなされている。さらに、学習指導法として、少人数教育、対話・討論の重視、メディア活用、TA活用等の工夫が積極的になされている。

教育地域科学部では、実践的科目において、4年間にわたる附属学校での実習と大学における学習・研究を有機的に結び付けた実践的な授業を展開している。医学部では、チュートリアル教育の積極的導入と並んで、医学知識・技能の効率的な修得・確認のための実習・実験の積極的導入を図っている。工学部では、講義・演習・実験等を有機的に組み合わせて教育効果の向上を図るとともに、意欲的な学生を対象に、学科横断の学際実験・実習（選択科目）を設けている。

教育地域科学部は「地域と協働する実践的教員養成プロジェクト」（平成15年度特色GP）により、医学部は「医学英語と医学・看護学の統合的一貫教育」（平成16年度現代GP）により、工学部は「地域教育活動の場の持続的形成的プログラム」（平成17年度現代GP）及び「夢を形にする技術者育成プログラム」（平成20年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」）により、教育課程の充実のみならず学習指導法の面でも工夫がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての科目について、学習のねらいや成績評価の基準等の重要項目が記載されたシラバスが作成されており、ウェブサイトからもアクセスできるようになっている。さらに、共通教育関係、医学部は冊子体で、教育地域科学部、工学部は履修の手引きを配付して、シラバスを周知させている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

教育支援の一環として、すべての学部で学生指導助言制度が支援システムとして整備されている。また、教員のオフィスアワーを設定し、シラバス等で周知を図っている。これらの教育支援に対する学生の満足度をアンケートにより調査し、その向上に努めている。

自主学習を促す取組として、教育地域科学部では、主要実践科目において、実践の記録と省察のレポートを課し、これを報告書としてまとめ公表している。医学部では、チュートリアル教育等によって学生の自主的学習態度を涵養している。工学部では、正規授業を補充する補習授業の実施や創成教育の一つ「学際実験・実習」を設けている。

自習室やチュートリアル室の設置、空き時間の講義室等の開放、総合情報基盤センターや各学部における自主学習用パソコンの整備と時間外開放、附属図書館における学生専門図書等の優先的整備や時間外開館等によって、自主学習のためのスペースを提供している。

学生指導助言制度は、成績不良学生等への適切な修学・生活指導にも活用されている。また、各学部・学科の教育目標を達成する観点から、基礎学力不足の学生対策として、医学部医学科では高等学校履修科目の生物、物理が未履修の学生に、医学を学ぶ上で基本知識として必要不可欠な「生物学」、「物理学」

について、医学準備・専門教育科目への橋渡し科目として「医学のための生物学入門」、「医学のための物理学入門」を開講して補習授業を行っている。同じく工学部では、1年次に高等学校レベルの数学、英語の補習授業を実施し、学科によっては、さらに物理、化学の補習授業を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-4④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-5⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、学則に基づき、各学部等の規程に定められており、学生便覧等によって学生に周知している。成績評価は、科目の特性に応じながら、定期試験の結果や平素の学習状況等の組合せにより多面的になされている。これらの成績評価方法は各授業科目のシラバスに別個に明記し、学生に周知している。

卒業認定基準は、学則等に基づき、各学部規程等により学科・課程あるいはコース・系ごとに、卒業に必要な単位数や要件が定められている。これらは、学生便覧等によって学生に周知するとともに、入学時や新年度時のガイダンス等を通して説明を行っている。

進級判定や卒業判定については、各学部とも規程等に定める授業科目の履修・単位修得等の要件を満たした者について、関連委員会や教授会での議を経て行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-2② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を図るため、評価方法・基準等を学生便覧・シラバス等に明記し周知を図っている。

成績評価等の正確さを担保する措置として、キャンパスルールを設け、成績評価の結果に異議がある場合は、申し立てることができるようになっている。

医学部では医師・看護師等の国家試験の合格率を成績評価や卒業判定の正確さを担保する指標の一つとし、工学部ではJABEE（日本技術者教育認定機構）対応の成績評価を実施している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院課程の教育課程は大学院学則等に沿って編成されている。各研究科の教育課程は規程・履修要項に定められている。各課程・専攻の目的や研究教育の特性に応じて、共通科目と専門科目、必修科目と選択科目を配置する多様で系統的な科目が開設・編成されている。多彩な選択科目の開設は、学生の自主的選択に配慮した履修制度となっている。修士課程では、各専門分野で要求される先端的な課題を踏まえて、専攻分野における高度の専門性を養成する授業内容となっている。博士課程では、専門領域と関連する境界領域や他分野を含む講義によって高度専門知識を豊かにするとともに、専攻分野について自主的な研究活動の指導や討論・発表の機会（学術雑誌での公表や学会発表を含む）の提供等を通して、研究者としての素養を涵養できるように配慮している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教員は、担当科目に自らの研究成果や最新の学術動向を積極的に取り入れる等常時改善に努めている。学生の多様なニーズにこたえるために履修科目の拡大を図っている。特に、工学研究科原子力・エネルギー安全工学専攻（独立専攻）では、平成20年度からの原子力教育大学連携ネットワークを活用し、遠隔連携講義を通じた大学間連携等によって原子力・エネルギー関係の教育内容を充実させているが、教育内容の充実と社会的理解へ向けたより一層の努力が望まれる。

大学院学生の実社会体験の機会を拡充するため、インターンシップ制度を整備している。教育学研究科では、附属小・中・特別支援学校と連携した長期のインターンシップ制度を導入している。工学研究科では、長期インターンシップ（人材育成協同プラン）と中期インターンシップ（創業型実践大学院工学教育）を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院課程の教育は、授業時間外の自主学習・研究を前提とするものであり、単位の实質化への配慮として、自主的学習・研究を促すための指導に重点が置かれている。

大学院課程はクラス規模が小さく個別指導を行いやすいこともあり、レポートを課すこと等で学習成果を上げようとする授業が多く、さらに、学生への自主学習の指示を行っている。なお、教育学研究科及び工学研究科では履修要項により標準履修単位等を定めている。

教育学研究科では、入学時に履修指導を行うとともに、指導教員及び領域主任が学生の履修状況を学期ごとに把握し、医学系研究科では、副指導教員制度によって学生の自主的研究を支援し、工学研究科では、履修・研究計画を立案してカリキュラムのオーダーメイド化を図り、自主学習・研究を促している。

学士課程同様に、学生が自由に学習・研究できるよう環境整備に努めている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科においては、それぞれの教育目的に沿って、講義、演習、実験、実習を組み合わせた授業体系を構築している。修士課程では、専門知識に係る授業を中心に専攻により18～26単位を修得させ、さらに研究能力を高めるため課題研究（教育学研究科）、特別研究（医学系研究科）、特別演習及び実験（工学研究科）を課している。また、授業科目の特性に応じて、適宜少人数型、対話・討論型等が展開されている。博士課程では、より高度な専門知識に係る授業を中心に医学系研究科では30単位、工学研究科では10単位修得させている。

教育学研究科においては、平成17年度文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）」に「学校を拠点に教員の協働実践力を培う大学院」が採択され、実践的教育力を養う学習指導が一段と工夫されるようになってきている。医学系研究科では、金沢大学を代表とする平成19年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」採択の「北陸がんプロフェッショナル養成プログラム－ICTによる融合型教育システム及び「がんプロネット」の構築－」に基づき、より充実したがん専門職育成のための学習指導がなされており、プログラム終了（平成23年度）以降も継続して実施していく予定である。工学研究科では、文部科学省の支援を受けた事業の博士前期課程の副専攻「技術者経営マネジメントカリキュラム」において、座学のほかに製品の試作・試販売等の実習を設け、経営の実践力を養成している。また、平成18年度文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」として「地域産業との連携による派遣型高度人材育成」が採択され、地域企業への長期的なインターンシップを通して、産業の取組を理解し自主的に問題を解決する高度専門家の育成を図っている。さらに、平成19年度文部科学省大学院GPに採択された「学生の個性に応じた総合力を育む大学院教育」の実施により、教育課程の体系的な学習指導の工夫を行っており、これは平成22年度以降も継続される。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、学習内容・目標や評価方法等の記載事項を統一化し、ウェブサイトで公開している。さらに、医学系研究科では冊子体を配付し、シラバスの周知を図っている。

博士課程においても、学習内容・目標や評価方法等の記載事項が統一化されたシラバスが作成されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

教育学研究科夜間主コース、夜間主・学校改革実践研究コースでは、夜間や休日、長期休暇中等の特定の時間帯に正規に授業を実施し、学生に配慮した適切な時間割が設定されている。各研究科では、大学院設置基準第14条を適用して受け入れた大学院学生等に対して、勤務と両立できる履修・研究の便宜を図るため、それぞれ夜間開講（特定の時期に集中した開講も含む）や時間調整した個別の研究指導等を実施している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院課程における研究指導は、大学院学則や各研究科規程に基づき、それぞれの専門特性に応じて実施されている。

修士課程における研究指導は、主指導教員と副指導教員（医学系及び工学研究科）によってなされ、研究がまとまった段階で、論文作成指導を行い、学位論文等を完成させている。

博士課程における研究指導は、工学研究科では主指導教員と副指導教員2人の連携によって行われ、医学系研究科では副指導教員制度を導入している。各研究科とも主指導教員等によって、研究指導がなされ、研究がまとまった段階で論文作成指導を行い、学位論文を完成させている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

すべての研究科において、研究指導は主指導教員と副指導教員の複数教員が当たっている。また、一部の専攻では、研究発表会等を行い、より多数の教員によるアドバイスを得ることができる。

研究テーマの決定に関する指導は、学生の自主性や希望を基に、担当指導教員の研究分野との関連及び他の分野との関連も考慮しながらなされている。

TA・RA任用制度を積極的に活用し、TAによるサイエンス・パートナーシップ・プロジェクト(SPP)の授業や学部授業での実習、演習等の教育補助業務による教育能力の育成や、RAによる研究遂行能力の育成を行っている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、大学院学則を踏まえ、各研究科規程等に定めている。修了認定基準は、大学院学則及び学位規程を踏まえ、各研究科において具体的事項を要項等に定めている。

成績評価基準並びに修了認定基準は、大学院ガイドブックに掲載し、さらに入学時のオリエンテーションにおいて十分な説明を行う等、周知を図っている。

成績評価基準等に従い、試験やレポート等によって評価し、単位の授与を行っている。また、修了認定基準に定める単位取得状況並びに学位論文の判定資料を研究科委員会に提出し、審議の上修了認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に係る審査は学位規程に基づいて行われ、その具体的な審査方法・手順については、各研究科で別途定められている。これらの規程等は、大学院ガイドブックへの掲載や指導教員による説明等によって学生への周知が図られている。

博士、修士の学位の審査は、研究科委員会に審査委員会を設置して行う。公開発表会等を実施し、質の確保、客観性や透明性の担保に努めている。審査結果は論文審査及び最終試験結果報告書にまとめられ、研究科委員会の議決を経て学位論文の可否が決定される。研究科長は議決の結果を文書をもって学長に報告し、学長は学位を授与すべき者に所定の学位記を授与する。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を図るため、評価方法・基準等を大学院ガイドブックやシラバスに明記し周知を図っている。

成績評価等の正確さを担保する措置として、キャンパスルールを定め、大学院ガイドブックに成績に関する申し立ての手続きを説明しており、研究科ごとに「成績評価に関する申し立て」に対する具体的な対応を定めている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

平成20年度に設置された教職開発専攻（教職大学院）は、21世紀の学校づくりを協働して実践する学校改革のリーダー養成を目的としている。そのために、「協働実践研究プロジェクト」を核とするカリキュラム、「教職専門性の4つの重点と世代のサイクルの視点」、「改革支援システムと学び合うコミュニティ」に重点を置いた教員養成の新しい教育課程を編成している。

児童生徒が21世紀を生きる知的な実践力を培っていくことのできる学校を実現するために、教師と教師集団に求められる「教職専門性」を基盤として教育課程を体系的に編成し、その趣旨に沿った授業科目内容を提供している。さらに、履修モデルに基づいて、学生に適切な履修指導がなされている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育課程及び授業科目内容は社会からの要請や学術の発展動向等に対応した教職専門性の4つの軸、

1. コアとなる学びと成長を支える実践力
2. 協働のコミュニティと組織の柔軟で精緻なマネジメント力
3. 実践を不断に高め発展させていく省察と研究の能力



4. 長期にわたる教育改革の展望と教師の役割に関わる理念と責任  
を中心に編成されている。

学生の多様なニーズへの対応の一環として、教育課程の中軸となる長期実習では、学部卒大学院学生には長期インターンシップが、現職教員の大学院学生にはスクールリーダー実習が履修できるよう配慮されている。さらに、スクールリーダー養成コースの1年短縮履修の場合と、小学校等における協働実践研究の企画運営に関わり「スクールリーダー実習Ⅰ（7単位）」に相当する実務を既に行っていると認められる場合は、単位修得を免除している。

当該教職大学院における取組「実践力・改革力を培う長期協働実習の組織化」は、平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に採択されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

「授業計画」や「授業科目の概要」で、年間の授業時間、学期の区分等を示し、また、登録単位の上限については履修要項で年間30単位と定めている。

クラス規模が小さいため個別指導を行いやすく、学生への自主学習の指示等を行い、授業時間外学習を促している。

学生が自由に学習・研究できるよう、大学院学生研究室の環境整備（机、パソコン、プリンター等の整備）、会議室の書籍、資料の整備と活用の便宜、嶺南教育事務所へのテレビ会議システムの設置等、様々な環境整備に努めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

学校を拠点に教員と研究者が協働して進める実践研究を教職大学院の中心に据えることで、実践と研究の乖離を克服し、大学院における教員養成と研究を学校現場が直面する課題と取り組む実践に直接結び付けている。実践研究ネットワークを通じて学校の教員の協働研究を大学院と密接に結び付け、従来の校内研修の弱点を克服し、新しい改革と研究の動きを常に密接に結び付けた形で学校での協働教育・研究を展開している。

中核教員は学校運営の中心にあるがゆえに大学院や長期研修で学ぶことが難しかったが、学校を拠点とする大学院により、大学院で学びながら実践を進めている。また、初任者や学部卒大学院学生には、協働して学び実践する教員集団に加わって長期実習を積むことにより、生徒指導や学級経営について実地に学び、21世紀の学校を支える実践力が培えるような教育課程・内容を整備している。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

授業における学習指導法の工夫として、授業科目の特性に応じて、対話・討論型、少人数型、フィールド型授業が展開され、メディアも活用されている。

教育内容に応じた学習指導法の工夫の一例として、協働し学び合う教員の実践と、協働研究に接して学ぶ長期インターンシップ中心のカリキュラム設定を行っている。具体的には、

- 拠点校での1年間にわたるインターンシップ実習
  - ・ 1年間継続して授業と子どもたちの生活に接し、学校の仕事の総体を学ぶこと、協働で研究する教師集団に接して経験を重ねること、教師集団に加わりながら実習に取り組むこと等により、これまで不可能だった1年間のクラスづくりの過程や生徒指導、教師としての学校を支える協働の仕事について実践的に学ぶことができるよう工夫。
- 多様な教育成果の交流形態
  - ・ カンファレンスでの報告と交流、実践の省察（毎週1回のカンファレンス）。
  - ・ 合同カンファレンスにおけるスクールリーダー養成コース学生の中核教員との交流（毎月開催）。
  - ・ 相互の授業実習の参観と事後研究、拠点校等の研究集会への参加。

等である。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、他大学院課程と同様の様式で統一化されたものであり、さらにウェブサイトで公開している。学生はシラバスに基づいて履修内容等、修学に必要な事項を確認している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

当該専攻では、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う方法を講じている。「長期実践研究プロジェクト群」（16単位）の授業は、カンファレンスの一部を除いては勤務校で行われる。長期休業中には大学において19単位を受講する。

教員は、コース及び授業方式に従って、個人ではなくチームを組んで対応し、学校の状況に合わせて指導する柔軟な対応をとっている。現職教員の大学院学生の勤務校で行う授業については、勤務時間外に行われる。

学生の便宜を考慮し、毎月の合同カンファレンスや夏季・冬季休業中の集中講座、さらには公開実践研究交流集会等、大学院学生に配慮した適切な年間スケジュールや時間割の設定がなされている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、研究科規程において定めている。修了認定基準は、規程・要項等において具体的事項を定めている。これらは大学院ガイドブックに掲載され、学生への周知が図られている。

成績評価や修了認定においては、それぞれの目的と教育課程編成の考え方に対応した評価基準が多層に設定されている。授業の成績評価・単位認定では、専攻の教育課程が教職専門性の4つの軸を中心に編成されており、これに対応する「求められる力」、すなわち、

- ・ 知識基盤社会に生きる力を培う授業づくりの力
- ・ 児童生徒一人一人の学習の展開と成長を支える力
- ・ 学び合い成長するコミュニティとしての学級を育む力

の修得が基準となっている。さらに、修了認定には「長期実践報告」の総合評価も活用されている。

研究科委員会ではこれら基準に基づいて審議し、単位や修了を認定する。

なお、最初の修了判定は平成21年度末に実施される予定である。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を図るため、評価方法・基準等をガイドブック・シラバス等に明記し周知を図っている。

成績評価等の正確性を担保する措置として、ガイドブックに「成績に関する申し立て」をキャンパスルールとして明記し、成績に関する異議申立ての手続きを説明している。さらに、正確さを担保するため多層にわたる成績評価等を実施している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 文部科学省教育GPにおいて、平成20年度に「夢を形にする技術者育成プログラム」が採択され、教育課程の充実や学習指導法の工夫がなされている。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成15年度に「地域と協働する実践的教員養成プロジェクト」が採択され、家庭・学校、地域社会が抱える問題に、大学が主体的に取り組むことで地域貢献をしている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成16年度に「医学英語と医学・看護学の統合的一貫教育」の1件、平成17年度に「地域教育活動の場の持続的形成プログラム」の1件が採択され、学士課程の教育に効果を上げている。
- 文部科学省教員養成GPにおいて、平成17年度に「学校を拠点に教員の協働実践力を培う大学院」が採択され、実践力を養う学習指導に工夫がなされている。
- 文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」において、平成18年度に「地域産業との連携による派遣型高度人材育成」が採択され、産業の取組を理解し自主的に問題を解決する高度専門家の育成が図られている。

## 福井大学

- 文部科学省大学院GPにおいて、平成 19 年度に「学生の個性に応じた総合力を育む大学院教育」が採択され、教育課程のより体系的な学習指導の工夫がなされている。
- 当該大学教職大学院における取組「実践力・改革力を培う長期協働実習の組織化」が、文部科学省の平成 20 年度「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に採択されている。
- 当該大学における取組「学士力涵養の礎となる初年次教育の充実」が、文部科学省の平成 21 年度「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択されている。

### 【改善を要する点】

- 双方向遠隔授業システムにおいて、当該大学からの発信が少なく、十分に利用、活用されていない。

### 【更なる向上が期待される点】

- 原子力・エネルギー安全工学専攻においては、遠隔連携講義を通じた大学間連携等によって原子力・エネルギー関係の教育内容を充実させているが、教育内容の充実と社会的理解へ向けたより一層の努力が望まれる。

## 基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

### 【評価結果】

基準6を満たしている。

### (評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

各部局等に教務学生委員会、評価委員会等を設置し、学生による授業評価等の教育評価や、単位修得、進級及び卒業（修了）状況の調査等によって教育目的達成状況を検証・評価する取組を行っている。これら委員会では、学生等を対象にした様々な教育に関する評価アンケート（達成度調査を含む）を行い、教育課程改善等、評価結果を積極的にフィードバックしている。教育目標の達成状況検証の取組の一環として、卒業（修了）生や就職先関係者を対象に、「教育成果の検証に関する調査」を実施し、今後の教育改善・充実に資する基礎資料を収集している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年度においては、学士課程の教養教育科目及び専門科目の単位修得率はそれぞれ平均88.6%、85.0%であり、成績分布において“優”の割合はそれぞれ平均45.0%、40.3%であった。また、大学院課程の単位修得率は平均87.9%であり、成績分布において“優”の割合は平均78.9%であった。また、提出されたほとんどの卒業研究・論文や学位論文は“合格”と判定されている。これらのことから、各学年や卒業（修了）時点で相応な学力や資質・能力を過半の学生が身に付けたと判断できる。

留年せず標準修業年限で卒業する学部学生の割合は、平成20年度は、教育地域科学部92.6%、医学部82.9%、工学部73.2%で比較的良好である。大学院における修了率は、教育学研究科では80.0%、医学系研究科（修士課程）では71.1%、工学研究科（博士前期課程）では89.9%、医学系研究科（博士課程）では専門医制度の導入等の影響を受け、14.4%と低率で、工学研究科（博士後期課程）では48.4%であった。なお、全学での休学及び退学率（平成20年度）はそれぞれ3.0%及び1.8%であり、ほぼ一定水準で推移している。

資格取得状況は、平成16～20年度の5年間で、教員職員一種免許状取得者は延べ1,675人であり、また、平成20年度の医師国家試験合格率は92.2%、看護師国家試験合格率は96.2%で、全国平均合格率（平成20年度は医師が91.0%、看護師が89.9%）より高い水準を維持している。

大学院課程における学位論文は、厳格な審査を経た上で“合格”と判定されており、一定水準の学術的質を確保している。学位論文について、その研究成果の多くが学会で発表されており、欧文のレフェリー制度のある国際的な一流学術誌等に掲載されているものも多い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

「福井大学の教育・研究に対する意識・満足度調査」において、大半の学部学生・大学院学生は当該大学で学習や研究を行うことによって「一般常識、基礎学力、専門的知識や技術、実践的能力」等が「十分」～「ある程度身に付いた」と回答しており、教育の成果や効果が十分に上がっていることが検証されている。

各部局では、学生又は卒業（修了）生を対象とした達成度・満足度調査を実施し、教育の成果や効果を検証している。

第1期中期目標・中期計画の具体的教育目標の一つである「探求的課題解決能力の形成」に資する「特色ある取組」によって、アンケートの回答から「ある程度身に付いた」まで入れれば、大半の学生は探求的課題解決能力の基礎となる「多面的に考える力」、「問題を把握する力」及び「根拠に基づいて考える力」が身に付いたと判断している。さらに、実社会経験を介して職業意識を喚起するためのインターンシップ制度を積極的に活用しており、アンケートの回答から「やや満足」まで入れれば、大半の学生が満足していると判断できる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学は、より多くの優秀な高度専門職業人を社会に輩出すること、地域社会への貢献として福井県内へ人材を供給することを教育の成果・効果としており、各学部、研究科の卒業（修了）後の就職、進学状況については以下のとおりである。

#### 教育地域科学部

- ・ 平成16～20年度の5年間の進路決定率は平均96.5%と高いものとなっている。
- ・ 学校教育課程の卒業生の約5割が教員を志望し、そのうち非常勤講師に就く者の割合は68%から78%の間を推移しており、そのほとんどが福井県公立学校に採用されている。このように、当該課程の卒業生は公教育を支える不可欠な担い手となっている。
- ・ 卒業生の平均14%が大学院（大学院進学者のうち8割以上が当該大学大学院）に進学している。

#### 医学部

- ・ 医師・看護師国家試験合格者のほぼ全員（進学者を除く）が医療人として医療機関に就職している。
- ・ 医師国家試験合格者の約3割が医師として、看護師国家試験合格者の約6割が看護師として福井県内の医療機関に就職・研修している。
- ・ 地域医療に携わる医療人の育成が推進されている。

#### 工学部

- ・ 卒業生のほぼ全員が工学部の人材育成目的に合致した高度専門技術者としての進路を選択し、就職あるいは進学している。
- ・ 大学院への進学者は、卒業生のほぼ半数に当たり（大学院進学者のうち、約9割が当該大学大学院に進学）、より高度な専門技術者を求める社会や学生の期待に十分こたえている。
- ・ 就職者の約3割が福井県内企業に就職し、地域産業に大きく貢献している。（平成20年度は、全

就職者 251 人のうち 79 人)

#### 教育学研究科

- ・ 毎年 8 割以上の修了者が就職し、教員や学芸員等専門職に就いた者は約 6～7 割になっている。さらに、教員志望者のほとんどが福井県内において教職に就いている。

#### 医学系研究科

- ・ 博士・修士課程修了者全員が、当該大学職員、県内又は県外医療機関医療人等の専門職として就職している。
- ・ 福井県内への就職率も博士課程修了者は 8～9 割、修士課程修了者においては 100%である。

#### 工学研究科

- ・ 毎年 9 割以上の修了者が就職・進学している。
- ・ 博士前期課程修了者の 14～22%が県内企業等に就職している。(平成 20 年度は全就職者 221 人のうち 35 人が県内に就職)

これらのことから、多くの優秀な高度専門職業人を社会へ輩出しており、地域社会への貢献として福井県内へ人材を供給していることにより、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 19 年度に、卒業（修了）生を対象として実施された「福井大学の教育・研究に対する意識・満足度調査」において、「一般常識、基礎学力、専門的知識や技術、実践的能力、探求的課題解決能力」、さらに「創造力、コミュニケーション力、プレゼンテーション力、情報処理能力、応用力」等について、大半の卒業（修了）生は「十分」～「ある程度身についた」と回答しており、教育の成果や効果が十分に上がっていることが検証されている。

卒業（修了）生（医学部医学科を除く）を採用した企業 384 社（小・中学校を除く）を対象にした全学的アンケート調査を実施し、企業等が求める人材養成の視点を踏まえ教育の成果や効果を検証している。当該大学卒業（修了）生は、「専門分野の基礎知識・技術、一般知識・教養、問題解決能力」等多くの学力や資質・能力を「十分」～「やや十分」備えていると評価され、さらに、他大学卒業生に比較して、企業等が求める人材としておおむね良好な評価を得ている。特に、ほとんどの就職先関係者は「総合的に判断して福井大学卒業生の採用に十分又はやや十分満足している」と回答しており、人材育成に関する教育の成果や効果が十分に上がっていることが検証されている。また、医学部では、調査対象の 94 の医療関係就職先からの回答によれば、「必要な医学知識を有しているか」、「必要な臨床能力を有しているか」、「医学知識・臨床能力を応用する能力を有しているか」の 3 つの質問に多くの機関が「そう思う」と回答している。工学部では、就職先関係者 78 社からの回答によれば、養成する人材像として卒業生が備えるべき資質・能力等の達成状況はおおむね高い評価であり、教育の成果や効果が確認できる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

授業科目や専攻の選択のためのガイダンスは、各部局で適宜実施されている。両キャンパスごとに実施している新入生に対するオリエンテーションでは、学生便覧等の配付とともに、授業科目の選択等を含む履修方法や学生生活等をガイダンスしている。さらに、各学部・学科ごとに一泊の新入生合宿研修の実施等によって、学習・生活支援を含め、新入生の大学生活への早期適応を図っている。

全学生に対して助言教員等を配置し、履修等に関するきめ細かい指導助言を行っており、ガイダンス機能も果たしている。

大学院課程では、入学時等に履修等に関する組織的なガイダンスや指導教員による個別指導が実施されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

文京キャンパスでは、学生支援を総合的に担当する学生支援センターを、松岡キャンパスでも同様な役割を担う松岡キャンパス学務室を設置し、学習支援を含む学生支援に一括して対応できる体制をとっている。さらに、専任職員を配置した何でも相談窓口を開設する等、学生からの相談内容に応じた対応ができる体制を整備している。

学習支援に関する学生のニーズの把握については、カリキュラム改善に関する学生との懇談会等様々な取組が実施されている。さらに、アンケートによる学生からの教育評価結果は学生ニーズの把握の一助であり、それらに基づき適宜教育改善がなされている。

全教員に、オフィスアワーの設定を義務付け、シラバス等に掲載し学生に周知している。さらに、学生に対し助言教員等を配置し、学習支援を含め学生生活全般にわたるきめ細かい指導助言を行っている。また、大学院学生の学習相談は、指導教員が適宜受け、関連教職員と密接な連携を取り、指導・支援に努めている。

アンケートによれば、助言教員やオフィスアワー等の学習支援や学生相談対応に、80%以上の学生が「十分満足」ないしは「やや満足」している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。



7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生、社会人学生等、特別な学習支援を行うことが必要と考えられる学生への支援について、様々な取組が行われている。

留学生への学習・生活支援に対応するため、留学生センターを設置している。留学生に対する学習支援の一環として、日本語や日本事情の授業科目を含む「短期留学プログラム」を開講し、英語による授業や研究指導並びに日本語教育を実施している。さらに、日本語能力が十分でない留学生に対しては、ウェブを利用した日本語学習ソフトCALLを開発し、ウェブサイト上に自習用教材として掲載しており、留学生への学習支援の一助となっている。

社会人学生に関しては、すべての研究科に長期履修制度の導入、大学院設置基準第14条（教育方法の特例）の適用等、修学者のライフスタイルに配慮した柔軟な履修形態を可能としている。

休学期間中における外国大学での修得単位を、一定の条件の下で当該大学の履修単位としてみなすことができるように学則等を改正し、留学を希望する学生への支援を図っている。

当該大学では障害のある学生数は多くはないが、障害学生就学支援連絡会議を中心に、障害のある学生の受入に当たり、本人の希望を反映する配慮、ボランティア学生の配置等、具体的な学習支援ができる体制になっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習や多様な学習目的に対応できるインフラが順次整備されている。研究室に配属される学生には、各研究室等において机やパソコン等自主学習に必要な備品が用意されている。情報リテラシー教育の施設・設備を充実するため、パソコンの更新や施設（情報処理演習室や総合情報基盤センター）の改修等により、学習環境改善を図っている。

附属図書館では様々な取組によって、自主的学習環境の提供を含め学習支援機能を強化している。平成20年度の総合図書館の耐震改修を契機に、学習環境の更なる充実を図っている。さらに、医学図書館では終日開館（20時～9時は無人開館）、総合図書館では休日開館とし、学生の利便性を向上させている。なお、自主的学習環境の提供を含め、図書館の学習支援に対しては、「やや満足」まで含めれば80%以上の学生が満足している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動等の課外活動も教育活動の一環であり、ハード・ソフトの両面の支援を行っている。

課外活動を含め修学環境全般に係わる学生のニーズに応じ、施設の老朽化や緊急度も考慮しつつ、具体的な整備を行っている。

両キャンパス合わせて体育系75団体、文化系56団体のサークルが活動しているが、すべての団体に顧

問教員を配置して、関係職員との連携の下、適宜指導・助言している。サークル活動に係る物品の購入支援、活動経費の一部支援や用具の貸出、定期的なサークルリーダー研修会の開催等、課外活動の活性化を図るためソフト面における支援を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生支援センター等による相談窓口の一元化、学生指導助言制度等によって、相談しやすい環境を整備し、生活支援を含めた学生のニーズの把握に努めている。

保健管理センターでは、メンタルヘルスを含め健康相談に対応するよう学生支援センターと連携しながら機能強化を図っている。これらの健康相談体制に対し、「やや満足」まで含めれば、90%以上の学生が満足している。

何でも相談窓口を開設し、学生からの様々な相談内容に応じた対応ができるよう、教員、職員組織を整備し、支援体制の強化を図っている。

室長（課長級）及び専門職員を配置した就職支援室を設置し、大学全体の就職状況等を把握し、より良い就職指導ができる体制を整備している。就職支援室は学生の就職・進路相談体制を強化するだけでなく、就職ガイダンスや学内共同企業説明会の実施、求人情報のデータベース化等により就職支援を推進している。その結果、卒業生の就職率は高い水準で維持されている。

各種ハラスメントに適切に対応するため「ハラスメント等の防止・対策に関する指針」を制定し、その具体化として、福井大学ハラスメント防止・対策専門部会を設置している。また、関連冊子の配布、講義等での啓発やウェブサイト上への掲載等によって、ハラスメントの防止・対策を周知している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-1② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生について、留学生センターを中心として指導教員やチューター等が連携して生活支援等を行っている。特に、留学生センターは生活相談等の窓口として機能しており、各種情報をウェブサイト（英語及び中国語対応）等で周知している。また、当該大学教職員等から支援金を得て外国人留学生支援会を発足させ、留学生の修学・生活上の不測の事態に対応できる体制を整備している。さらに、安い宿泊料の学生寮として国際交流学生宿舎、国際交流会館及び留学生会館が設置されており、留学生への便宜を図っている。

身体に障害がある学生への支援として、建物内への段差解消用スロープ等を設置して環境整備を進め、生活上の不都合の解消に努めている。さらに、障害の程度や種類、本人の要望等に迅速に対応できるよう体制を整備している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-1③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

当該大学の選考基準に基づき、日本学生支援機構に奨学生の推薦を行い、平成 20 年度は在学生の 29.6% に相当する 1,452 人が奨学金を受給している。また、同機構に適格な留学生を推薦し、平成 20 年度は 17 人が「奨励費」を受給している。さらに、民間奨学団体や地方公共団体の奨学金を学生に周知し、受給のための便宜を図っている。その結果、全体の約 30.7% の学生が奨学金を受けている。

学生の経済面の援助を推進するため、当該大学独自の奨学金制度「福井大学前田征利奨学金」、「嶺南医療振興財団医学生奨学金貸与事業」等を設置している。

入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程を定め、平成 20 年度の授業料については、全額・半額免除合わせて、申請者の 84.4% が免除されている。また、文部科学省の助成を受けて「再チャレンジ枠」を設定し、社会人大学院学生に対する授業料免除を行っている(平成 20 年 11 月現在受給者 3 人)。さらに、授業料等免除の審査制度を改善し、学長の判断による免除により、特別な学生への支援が平成 20 年度より可能となっている。

これらの経済的支援は学生便覧等の印刷物、ウェブサイト上への掲載等、多様な媒体を介して学生への周知が図られている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

**基準 8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、文京地区、松岡地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は文京地区 164,274 m<sup>2</sup>、松岡地区 267,355 m<sup>2</sup>である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計 176,953 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

両キャンパスに教育研究施設等を配置し、それぞれ講義室、実験・実習室、ゼミ・少人数教育室、情報処理演習室等を整備し、教育研究活動に使用されている。講義室の授業利用率は、文京キャンパスで56%、松岡キャンパスで57%となっており、授業時間外は学生の自主学習にも活用されている。

講義室にはすべて空調を整備し、さらに、液晶プロジェクター等のAV機器を順次整備し、教育研究環境の充実を図っている。また、学生の要望を定期的に聴取し、講義室の椅子の更新や自習室の確保等の改善を適宜図っている。

両キャンパスにそれぞれ総合図書館、医学図書館を設置し、教育研究上必要な資料等を整備し“修学の場”を提供している。

障害のある学生の修学を具体的に支援するため、実情調査及び要望等を検討して施設整備・営繕工事計画を策定し、体育館玄関へのスロープ整備等のバリアフリー化を進めている。

建物施設の老朽化、耐震化対応については、「福井大学長期保全計画」、「福井大学キャンパスマスタープラン2007」等に従って、計画的な改修整備を進めている。また、学長裁量経費等により、施設・設備の整備を戦略的に進めている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

総合情報基盤センターで、教育研究活動に係る情報処理システム及び情報ネットワークを全学的に管理運用している。同センターでは利用内規等を定め、利用案内の発刊やウェブサイト掲載等により利用方法等を周知しその活用を促進している。

情報処理学習のための施設を、文京キャンパスに4室、松岡キャンパスに2室設置し、それぞれにパソコン 198 台、180 台を設置し、総合情報基盤センター等で保守管理している。新入生は、入学と同時に修業年限まで有効のアカウントとメールアドレスが与えられ、授業や自習、卒業研究、就職活動に使うことができるようになっている。また、教務・学生サービス課や就職支援室、留学生センターとも協力し、当

該部署が有する学生用の各種システムやパソコンを使えるようにしている。情報処理演習室等で授業がない時間は、IDとパスワードによって自習用にパソコンを自由に使えるよう開放している。

教養教育、専門教育等の拡充を目的としたIT教育の拡大、e-learning、遠隔教育の導入を図り、教育地域科学部のe-ポートフォリオシステム、医学部の総合的先進イメージングシステム等において、教育コンテンツを有効活用している。

「福井大学情報システム運用基本規程」に基づく「情報セキュリティポリシー運用」体制の整備や個人情報保護に関する規則の制定等によって、情報セキュリティや個人情報は管理されている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

財務・施設委員会（委員長：学長）の下に、全学的な視野に立った施設マネジメント体制を整備・推進するために、施設マネジメント推進室を設置し、施設マネジメントに係るPDCAサイクルの確立を図っている。

施設マネジメント等施設整備・運用の方針等を盛り込んだ「キャンパスマスタープラン2007」や、さらに施設の有効活用を図るために教育研究共用スペースに関する規則を定め、ウェブサイトや事務用電子掲示板等で構成員に周知している。

共同利用施設等については、それぞれの施設で運用方針等が定められ、利用規程や利用の手引き等をウェブサイト等に掲載・周知している。特に、学生には、全員に配付する学生便覧に附属図書館、保健管理センターや課外活動施設の利用法等を掲載し、周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

文京キャンパスの総合図書館と松岡キャンパスの医学図書館に、合計60万冊を超える資料（図書・学術雑誌・視聴覚資料）が整備・収集されている。研究室等が所蔵する図書についても図書館での集中管理が行われている。

総合図書館は平日の開館時間を9時～20時（医学図書館も同じ）までとし、また、休日（土曜日、日曜日、祝日）においては13時～16時（医学図書館は10時～17時）までとしている。さらに、医学図書館においては学生のニーズにこたえ、事前登録者を対象に閉館時間後においても無人による終日開館が実施されている。

閲覧座席については、総合図書館が400席、医学図書館が205席となっている。

図書館業務、オンライン目録（蔵書検索）、ポータルシステム（オンラインによる文献複写及び図書購入依頼等）を一元的に管理・提供する図書館システムの導入や日本十進分類法（一般書）、米国国立医学図書館分類法（医学専門書）を用いた蔵書配架により、図書館業務の効率化と利用者サービスの向上を図っている。

学習支援の基盤である教育・学習用図書の充実や様々な取組によって学習支援機能の強化を図り、利用促進及び学習支援サービスに取り組んでいる。資料の整備状況及び学習支援サービスは、医学図書館においては資料が揃っていないと回答した学生が26%（平成19年度）いたが、おおむね好評である。

## 福井大学

平成16年度からは電子ジャーナル・データベース経費を中央経費化し、大学全体の学術情報基盤として計画的・系統的に整備を進めており、当該大学教員、学生等が学習・教育・研究する上で必要な電子ジャーナル、学術文献データベースを提供している。

なお、平成20年度に行われた総合図書館の耐震改修を契機に、利用者の要望にこたえた環境整備を行っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

### 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

#### 【評価結果】

基準9を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育状況に関するデータや資料を含めた教育・研究関連文書は、「福井大学法人文書管理規則」により、教員又は教員組織が主体となって管理することになっている。

教育活動の実態を示す学籍関係、授業関係、進級・卒業・学位授与状況等のデータや資料は、教務・学生サービス課や松岡キャンパス学務室等が随時収集・蓄積し、教務事務電算システムを用いて電子的に蓄積し一元管理している。教務関連データ収集の一環として、履修登録や成績入力等を学生や教員が直接入力できる UNIVERSAL PASSPORT（文京キャンパス）及びLiveCampus（松岡キャンパス）を運用している。試験答案、レポート等は各担当教員や部局が保管しているが、工学部ではJABEE委員会の統括の下、試験答案やレポート等の成績評価資料を収集・管理している。

第1期中期目標・中期計画について、各年度の教育活動に関する年度計画と進捗状況はデータベース化し、蓄積している。

教育研究の状況に関する情報の一元的収集・管理の一環として、「福井大学総合データベースシステム」を運用している。当該データベースは教員の教育への寄与を収集・管理するものであり、教育活動の実態を示すデータ・資料として活用されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育の質の向上、改善に向け、大学の構成員からの意見聴取を随時実施し、その結果等に基づく教育の質の向上、改善に向けたPDCA体制が整備されている。

「学生による授業評価」は、各学部で定期的実施され、教育の質的改善・向上に活用されている。一部の研究科では同様に学生による授業評価を実施しており、評価結果は担当教員にフィードバックされ、教育方法・内容の改善に資されている。

各学部・共通教育センターでは、学生・担当教員対象に教育課程に関するアンケート調査を適宜実施し、学習ニーズや教育効果を検証している。その評価結果は報告書として公表する等、次年度以降の教育課程内容の改善・充実等に活用している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学・各部局では就職先関係者や卒業生等学外関係者を対象とした調査体制を整備し、平成19年度にアンケート調査による意見聴取を行っている。

なお、就職支援室が実施したアンケートの調査対象は、平成19年4月に当該大学卒業（修了）生（医学部医学科を除く）を採用した企業384社、「卒業生対象福井大学医学部医学教育カリキュラムに関するアンケート調査」の調査対象は平成16～19年度医学部卒業生（配布385部、回収117部（回収率30.7%））、「修了生に関する就職先機関に対するアンケート調査」の調査対象は平成19年度以前に医学系研究科博士課程を修了した者が在籍している医療機関（12機関）である。

調査項目は当該大学の教育の成果や効果、達成度等であり、その評価結果は教育の質の向上、改善を図るための基礎資料として活用されている。

学外者からの意見聴取結果等に基づく具体的な改善例として、教育地域科学部においては、基礎知識及び基礎技術の確実な修得を望むアンケート調査結果に基づいて、平成20年度に地域文化及び地域社会の2課程を地域科学課程に統合・再編し、教育課程の全面的改善・再編を実施している。また、医学部医学科においては外部評価の結果等を考慮して、到達目標が明確化された「医学教育モデルコアカリキュラム」に準拠した教育課程を平成15年度から導入している。同様に、工学部では卒業生及び就職先関係者からの意見にこたえ、先端科学技術育成センターに創成教育部門を設置し、また外部評価の意見を反映して原子力教育研究者の交流を図るために附属国際原子力工学研究所を、原子力に関する学部教育の充実を図るために副専攻コースをそれぞれ設置している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教員の教育上の取組を評価しそれをフィードバックする一環として、「教員の個人評価基準」を策定し、教育上の取組や学生の授業評価に対する対応を含めた自己評価書等を基に、学部ごとに教員個人評価を実施している。

学生による授業評価が定期的・組織的に実施され、その評価結果は担当教員にフィードバックされている。個々の教員は評価の高かった教員の授業を参観するほか、医学部では評価の高かった教員を公表する等、適宜教育内容・方法の改善を行っており、学生による授業評価が教育の質の向上・維持に反映されている。大学院課程においても学士課程と同様に、教員は評価結果等に基づき教育内容・方法等の改善を図っている。

教員の教育方法の充実・改善等を推進する財政的措置については、競争的配分経費として「教育に関する評価経費」を創設し、学内公募により優れた教育活動・改善に対して財政的支援を行い、成果を学内掲示板で公開している。その中に、教材開発等を推進するための「教科書等作成推進費」を設定し、学内より優れた教材開発等プロジェクトを公募・支援している。その成果は公表され、教育に活用されており、G P等の獲得にも結び付いている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。



9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

各部署にはファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を企画・実施するためのFD委員会が設置されている。さらに、各学部のFD委員会が連携して全学FDフォーラムを平成18年度より毎年実施している。

各FD委員会では、社会ニーズ、教育課程・方法の変遷等を考慮して、適切なテーマを設定し、講演会・研修会等のFD活動を積極的に実施している。さらに、教員の経験面の交流を深めるため、「共通教育フォーラム」や「工学部FDフォーラム」を定期的に発行し、全学的な啓発活動を実施している。

当該大学の主なFD活動は、FD委員会が企画・実施するFD研修会と講演会等、及び「学生による授業評価」等の教育評価を基にした授業改善である。これらFD活動は教員の教育意識の向上を促進するとともに、教育内容・方法や教育課程の改善に寄与している。FD活動に対しては60～70%の教員が評価しており、全般的には組織としての教育の質の向上や授業の改善の基盤となっている。

「教育に関する評価経費」により、教育改善活動に対し財政的支援を行い、教育プロジェクトや教育活動を大学として支援していることが、当該大学のFD活動と結び付いている。その結果、文部科学省大学教育改革支援プログラムの教員当たり採択率が単科大学を除く国立大学法人の中で第3位（平成15～19年度、当該大学事務局調べ）に位置している。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

「福井大学職員就業規則」に研修等の方針が定められている。

事務職員等の教育支援者は、その資質の向上を図るため初任者研修・職階別研修・業務別研修等に加え、他大学の幹部職員養成研修にも参加している。さらに、当該大学の「国際交流活動」に際し、職員を同行させ海外研修の派遣に努めている。また、事務職員を文部科学省主催「国際教育交流担当職員長期研修プログラム」に参加させ、語学力の育成を図っている。

工学部技術部の技術職員に対しては、日常研修・専門研修の各研修実施委員会が職務に関する専門知識の習得と技術の向上を図るための研修の企画・実施を行っている。

教職員を対象として、学生相談に対応できる能力等の向上を図るため、学生指導研究会を定期的で開催している。さらに、保健管理センターが中心となり、教職員を対象に、「こころの健康」支援のための研修会を定期的で開催している。これらは、学生支援に携わる教育支援者の資質の向上を図るものである。

教育補助者（TA）に対しては、授業開始前に事前打ち合わせをする等、授業担当教員が指導方法等の個別指導を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 競争的配分経費として「教育に関する評価経費」を設置し、優れた教育活動・改善に対して財政的

## 福井大学

支援を行い、教材開発等を推進するための「教科書等作成推進費」を設け、学内の優れた教材開発等プロジェクトを支援し、G P等の獲得に結び付いている。

**基準 10 財務**

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 68,334,054 千円、流動資産 11,365,656 千円であり、資産合計 79,699,710 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 12,054,654 千円、流動負債 10,051,794 千円であり、負債合計 22,106,449 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 6,683,077 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16~21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、これらの収支計画等を踏まえて、各年度の予算については、財務・施設委員会で審議・決定さ

れた学内予算配分（計画）として、部局ごとに教授会等で関係者に明示している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用26,007,201千円、経常収益26,451,654千円、経常利益444,453千円であり、当期総利益は571,810千円、貸借対照表における利益剰余金5,292,819千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算配分方針に沿って配分予算案を作成し、財務・施設委員会、経営協議会、役員会の審議を経て学長が決定している。学長のリーダーシップの下、長期的視点に立った大学の戦略・重点課題の達成等のための学長裁量経費、競争的環境の創出・推進を図ることを目的とする競争的配分経費を設定し、学内の教育研究活動の活性化を図っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、当該大学の理念、教育・研究及び医療における目標の具現化のため「福井大学キャンパスマスタープラン2007」及び「福井大学設備マスタープラン」を策定し、適切な資源配分に沿って計画的な整備を行うこととしている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、概要説明も付記し、関係者の理解向上に努めている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査要綱に基づいて監査がなされており、毎年業務監査報告書が提出されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が、監査室設置要項に基づき、監査計画を策定の上、実施している。

また、監事・監査室・会計監査人は、それぞれが随時、情報交換を行う等の連携を図っているほか、役員を加えた四者協議会を開催し、連携協議を行っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

学長をトップに、常勤理事3人（教育・学生担当、研究・評価担当、経営・大学改革担当）及び非常勤理事3人（運営全般担当）を中心に管理運営を行っている。

常勤理事は、2人が副学長を、1人が事務局長を兼ねている。別に、広報・地域貢献、国際交流、医療担当の副学長と、学長のシンクタンクとして学長特別補佐6人を配置している。

また、全学的な重要事項を審議するため、委員会規程に基づき、大学運営の基盤となる5つの基幹委員会及び6つの個別問題委員会を設置している。

事務組織は、業務内容に鑑み、監査室を学長直属としているほか、事務局長の下、4部・14課及び5室から構成されている。事務局組織規程に基づき、各部署は所定業務を分掌し、その業務内容に応じて、嘱託職員等を含め約390人程度の人員配置がなされている。

危機管理等についてはあらゆる危機に対応する包括的な危機管理マニュアルを策定しており、これに基づく個別の具体的事項として、研究活動の不正行為防止、緊急時における毒物・劇物等管理に取り組んでいる。また、平成20年度には、危機管理会議や専門検討部会の設置を主とする危機管理規則を定め、危機管理体制の体系的充実を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

重要事項の意思決定の流れについては、学内での審議過程に移る前に役員会での検討が行われ、その方向性等が事務局に示される体制になっている。事務局においては、当該指示等に基づき原案を策定し、大学の重要事項を審議する全学委員会に諮った後、役員会、経営協議会及び教育研究評議会で審議を行う体制になっており、学長のリーダーシップの下で一貫した意思決定がなされている。一方で、懸案事項については、毎週開催の常勤役員懇談会で方向性を確認するほか、月2回開催する常勤役員等連絡会で、案件を処理している。

また、シンクタンクとして、学長特別補佐を設置し、学長支援体制を充実させるとともに、役員と学部

長等で構成する役員・学部長等懇談会を設置し、大学運営の重要事項について全学的コンセンサスの形成を図っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

役員会、経営協議会及び教育研究評議会の議事に「自由討議事項」を設け、大学運営や将来の方向性に関する重要事項を自由討議することにより、学外有識者も含め忌憚のない意見を聴取し、併せて、会議での意見要旨を上記3会議で共有することにより、一貫性のあるコンセンサス形成に努めている。また、経営協議会等での学外委員の意見については関係委員会等で検討し、その審議結果を経営協議会に報告する体制をとっている。

特定の課題に関し学部等との意見調整を行う必要がある場合には、役員・学部長等懇談会を活用し、学部長等と意見交換を行っている。

学長による全学説明会を開催し、大学を取り巻く情勢と執行部の方針を説明するとともに、質疑応答を行い、相互理解を深めているほか、役員によるメールマガジンを発行し、併せて、役員宛に意見・要望を求めている。

事務局においては、事務局長と中堅・若手職員との懇談会を定期に開催し、意見等を管理運営に反映させている。

学生については、何でも相談窓口や学生の意見を広く聴くためのメールボックス「ほやほや夢ポスト」等により、様々な意見を聴取し、改善に反映させている。

さらに、卒業（修了）生から直接に提言・意見等を収集するシステムの一つとして、ホームカミングデーを開催しており（平成16～18年度間に計5回実施）、ホームカミングデーでの意見は、育児室の設置（はなみずき保育園、平成21年4月設置）、医学部医学科推薦入学試験における「地域枠」の導入（平成20年度入試より）、研究棟の冷暖房設置（国家試験準備のため冷暖房が完備されたテュートリアル室を設置）等の改善に活用されている。

教育地域科学部（平成19年度）、工学部（平成17年度）においては外部評価を実施し、教育の成果・効果等について各分野の専門家の意見を聴取しており、教育地域科学部では実践的な教師力量の具体像についての明確化とカリキュラムへの反映、地域や住民のニーズを把握した地域貢献イメージの具体化、就職支援制度に対する学生の認知度・満足度の更なる向上等についての意見が寄せられ、改善処置が行われている。同様に工学部においても運営組織の効率化、基礎的研究に対する資金の確保、教育・実験設備の拡充等の意見への改善処置がなされている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づき役員規則で監事の職務等を明確にし、監査室が支援を行っている。

監事は、監事監査要綱及び監事監査実施基準に基づき、毎年度、監事監査計画書を作成し、それを基に監事監査を実施している。

監事監査では、業務監査（年度を通した期中監査）、会計監査（年度を通した期中監査）、期末監査（年

度終了後)及び臨時監査(必要の都度)を実施し、指摘事項を法人運営に活用している。その結果は報告書にまとめ、ウェブサイト公開している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員及び事務局幹部職員は、国立大学協会主催の大学マネージメントセミナー、大学改革シンポジウム、国立大学財務・経営センター主催のシンポジウム等の各種研修に積極的に参加しており、資質向上に取り組んでいる。

事務系職員については、「福井大学職員研修規程」に基づき、新規採用職員研修、放送大学利用研修を実施するほか、地区の国立大学法人等が共同で初任者、中堅職員、係長等を対象とする職制研修を実施している。また、立命館大学の「大学幹部職員養成プログラム」を活用した職員研修を実施し、同研修受講者による報告会を毎週開催している。

さらに、職員のスキルアップ等を目的とした講演会、研修会等を頻繁に開催している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針については、当該大学の理念に基づき、中期目標において、「福井大学の基本的な目標・使命を効果的に遂行するために、業務運営の持続的改善及び効率化を可能にする体制の構築を図る」と定めている。これらに基づき、管理運営に関する組織、役職員その他の基本事項に関する諸規則を整備している。

また、管理運営に関わる役員、副学長、学部長、各学内共同教育研究施設長等の選考や責務の権限についても、諸規則で定めている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の理念・目的をはじめ、活動全般をウェブサイトに掲載するとともに、役員会等主要会議や全学委員会の活動状況に関するデータ、情報を事務用電子掲示板に掲載しており、大学構成員が常時アクセスできる体制になっている。さらに、中期計画及び年度計画とその進捗状況データをウェブ上で随時蓄積しており、その状況を構成員は常時確認、活用できる体制にある。

平成17年度に総合データベースシステムを構築し、教員個人の教育研究活動の状況及び大学全体の集計データを集積することにより、必要なデータを各種の評価、広報、業務運営等に活用している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教



職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

研究・評価担当理事を置くとともに、学長が委員長を務める評価委員会を設置し、大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価するための全学的な体制を整備している。また、事務局においては、評価を所掌する経営戦略課を中心に事務局全体で評価を支える柔軟な体制を構築している。

中期目標「自己点検・評価及び第三者評価を厳正に実施、評価結果を大学運営等に十分に反映させる」に基づき、各部局が独自に自己点検・評価を実施し、その結果はそれぞれ自己点検評価報告書として公表されている。

国立大学法人評価に係る自己点検・評価においては、中期計画、年度計画を遂行する委員会及び部局を定め、責任体制を明確にして自己点検・評価を組織的に行っている。評価結果は、「業務の実績に関する報告書」にまとめ、これに対する国立大学法人評価委員会の評価結果と併せて、当該大学ウェブサイトで公開している。また、第1期中期目標・中期計画の達成状況等を組織的に評価し、その結果を公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

中期計画で「外部評価を定期的実施して評価結果等を公表する」旨を定めている。これに基づき、全学的な外部評価基準を定め、各部局では順次外部評価を実施している。

国立大学法人評価に係る自己点検・評価結果については、取りまとめの過程において、経営協議会学外委員による評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成19年に策定した「評価結果活用方針」に基づき、各学部等が実施した自己点検・評価や外部評価結果は対応策等と併せて学長に報告され、学長は役員会に諮った上で必要な措置を決定し、改善策として勧告することとしている。

また、国立大学法人評価委員会の評価結果については、評価委員会や教育研究評議会、役員会等に報告するとともに、改善を要すると判断された事項については、各部局にフィードバックし、即座に改善を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学情報を一元的に社会に発信する窓口として、広報センターを設置し、常時同センターの機能強化に努めている。

教育研究の活動状況・成果は、総合データベースを利用した教育研究者情報や研究活動一覧の公開、研

## 福井大学

究シーズの公開や学術リポジトリの利用等によって情報発信されている。さらに、ウェブサイトでの動画・図表による活動紹介、携帯電話から情報入手が容易なQRコードの掲載等を実施している。

印刷物による発信として、広報誌、大学案内、各部局の研究紀要や年報等を発行し、学外に配布している。広報誌『CAMPUS EXPRESS』では、教育活動や研究情報をわかりやすく掲載し、企業、高等学校、図書館等県内外 860 か所に送付している。教育内容を紹介する大学案内は、電子化しデジタルパンフレットとしてウェブサイト上に掲載するとともにネットで請求できるようにし、より簡単に閲覧・入手できるよう配慮している。また、中期目標の達成状況報告書をダイジェスト版としてまとめ報道機関に配付し、当該大学の主な教育・研究活動内容等を、メディアを活用し社会へ発信している。

平成 20 年度からは、報道機関用情報提供紙『ウィークリートピックス』を作成し、福井、名古屋、大阪、東京の報道機関約 50 社にFAX送信している。また、教育記者クラブとの懇談会を開催し、得られた意見等を踏まえ、情報発信の充実に努めている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 卒業（修了）生から直接に提言・意見等を収集するシステムとして、ホームカミングデーを開催しており、ホームカミングデーでの意見は、育児室の設置、医学部医学科推薦入学試験における「地域枠」の導入、研究棟の冷暖房設置等の改善に活用されている。

### Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。

機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>基準2 教育研究組織（実施体制）</p> <p><b>【改善を要する点】</b> 教養教育を担う共通教育センターが全学的な位置付けになっていない。</p> <p><b>【意見】</b> 以下の理由により、当該項目は改善を要する点として該当しないので、本文の削除を願います。</p> <p><b>【理由】</b> 本学の長期目標「高度専門職業人として活躍できる優れた人材の育成」（資料 1-1-1-G, 自己評価書 p.7）達成のため、それぞれの育成すべき高度専門職業人の教育に対応した教養教育を含めた教育課程をそれぞれの学部で定めている。その一環として、文京キャンパス（教育地域科学部・工学部）と松岡キャンパス（医学部）では目指すべき人材育成に対応した教養教育の理念・目標をそれぞれ挙げている（資料5-1-1-C, 自己評価書 p.103）。 本学では、旧福井大学と旧福井医科大学の統合時に、新福井大学の教養教育の在り方について種々の検討を行った結果、及び上記の各々の理念・目標を達成するための体制を検討した結果から、「2大学の統合後も、文京キャンパス（教育地域科学部・工学部）と松岡キャンパス（医学部）それぞれの責任ある教養教育実施体制により、個別に実施することが現状では最善である。」と結論し、この方針によりキャンパスごとの体制で教養教育を実施しているもの</p>	<p><b>【対応】</b> <b>【改善を要する点】</b>及び（評価結果の根拠・理由）について、次のとおり修正を行う。</p> <p><b>【改善を要する点】</b> ○ 教養教育に対する全学的な責任体制が十分に整備されていない。</p> <p>（評価結果の根拠・理由） 観点2-1-② ・・・開講されている。 なお、教養教育は旧福井大学と旧福井医科大学の統合後6年を経た現在においても文京キャンパス（教育地域科学部・工学部）と松岡キャンパス（医学部）で個別に実施されており、また教育内容・方法の充実等について全学的に検討する高等教育推進センター（全学組織）が設置されているが、教養教育に対する全学的な責任体制はいまだ十分に整備されていない。 これらのことから、教養教育の体制が全学的なものではないものの、2つのキャンパスにおいてそれぞれに整備され、機能していると判断する。</p> <p><b>【理由】</b> 当該指摘は、教養教育が文京、松岡両キャンパスで個別に実施されている状況に対してではなく、教養教育の責任体制を全学的に担う組織が整備されていない点に対するものである。</p>

<p>である。</p> <p>キャンパスごとに実施している教養教育に対する学生の評価は良好であること(資料2-1-2-G, 自己評価書 p. 25), それぞれの実施体制等は, 特色GPの採択(資料2-1-2-C, 自己評価書 p. 22), 大学評価・学位授与機構による評価(資料2-1-2-E, 自己評価書 p. 24)により高く評価されていることから, 本学の教養教育の実施体制・実績は関係者からの期待に十分応えるものとなっている。</p> <p>以上により, 本学では共通教育センターを全学的な位置付けとはしておらず, これまでの教養教育の理念・目標, 方針や実績を鑑みると, 当該項目は改善を要する点に該当しないと考える。</p> <p>なお, 訪問調査面談時に回答したとおり, 教育内容・方法の充実等について全学的に検討する高等教育推進センター(全学組織)を設置しており, 全学的に両キャンパスの教養教育を検討する体制は整備できている。</p>	<p>当該大学は高等教育推進センター(全学組織)の設置に示されるように, 教養教育を含めた教育内容・方法の充実等について全学的に検討する方針を示しており, そのような方針の下では, 教養教育等において各キャンパス間でその教育内容や成績基準等に格差が生じないように, 全学的に責任を持つ統括機関が統一的な責任体制を担うことが望ましい。しかしながら, 高等教育推進センターは, 教育内容・方法の充実等について全学的に検討する組織として設置されているセンターであり, 現状では当該センターの設置をもって教養教育に関して全学的責任を担う統括機関が整備されているとはいいがたい。</p> <p>以上のことから教養教育の責任体制を統括的に担う組織が整備されていない点を, 改善を要する点として指摘しているが, 本記述については, 表現上, このような趣旨が現れていない部分もあることから, 記述を修正することとした。</p>
<p>基準4 学生の受入</p> <p><b>【改善を要する点】</b> 大学院課程の1つの研究科及び専攻科においては, 入学定員充足率が低い。</p> <p><b>【意見】</b> 以下の理由により, 改善を要する点として該当しないので, 下線部を削除願います。</p> <p><b>【理由】</b> 特殊教育特別専攻科については, 自己評価書2-1-④(p. 27~)において, 「これまでの31年間に147人の免許取得者を輩出し, その目的を達成している。なお, 今後は教育学研究科学校教育専攻及び教職開発専攻において, 特別支援教育の専門性に向けた教育支援を向上・充実させていく予定であり, 同専攻科の廃止を決定している。」と記載している。 これに対し, 貴機構からは評価結果(案)2-1-④(p. 5)において, 「これまでの31年間に147人</p>	<p><b>【対応】</b> <b>【主な改善を要する点】</b>及び<b>【改善を要する点】</b>, (評価結果の根拠・理由)について, 次のとおり修正を行う。</p> <p><b>【主な改善を要する点】</b>及び<b>【改善を要する点】</b> ○ 大学院課程の1つの研究科においては, 入学定員充足率が低い。 (評価結果の根拠・理由) 観点4-3-① ・・・図っている。 大学院課程では, 入学定員を十分に満たしている専攻がある反面, 入学定員を充足できていない専攻もある。医学系研究科博士課程の医科学専攻と先端応用医学専攻では, 定員充足率は十分でない。また, 工学研究科博士後期課程のファイバーアメニティ工学専攻, 原子力・エネルギー安全工学専攻の両独立専攻では, 発足後間もないこともあり, 十分な定</p>

<p>の免許取得者を輩出し、その目的を達成している。なお、今後は同専攻科を発展的に解消して、教育学研究科学校教育専攻及び教職開発専攻において、特別支援教育の専門性に向けた教育支援を向上・充実させていく予定である。」と評価を受けている。</p> <p>以上により、廃止が決定している専攻科にこの改善事項は該当しないと考える。</p> <p>あわせて、評価結果(案) I 認証評価結果 (p. 1) の、主な改善を要する点にあげられている当該箇所についても「<u>専攻科</u>」を削除願います。</p>	<p>員充足率が得られていない。(ファイバーアミニティ工学専攻：0.54倍、原子力・エネルギー安全工学専攻：0.31倍)</p> <p>なお、特殊教育特別専攻科では入学定員充足率がきわめて低いが、当該専攻科は平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止される。</p> <p>これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の 1 つの研究科及び専攻科を除いて適正であると判断する。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>当該専攻科は評価実施年度の平成 21 年までは学生を募集しており、平成 17 年度から評価実施年度(平成 21 年度)までの過去 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均が 0.05 倍と、適正な定員充足率を大幅に下回っているが、当該大学からの指摘のとおり平成 22 年度での廃止が決定されているため、これを改善することは実質的に不可能である。よって改善を要する点からは当該記述部分を削除することとした。</p> <p>なお、評価結果の根拠・理由においては現状を指摘する必要があるため、上記のように一部記述を修正することとした。</p>
--	--



## <参 考>





## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 国立大学法人福井大学

(2) 所在地 福井県福井市

#### (3) 学部等の構成

学部：教育地域科学部，医学部，工学部

研究科：教育学研究科，医学系研究科，工学研究科

専攻科：特殊教育特別専攻科

関連施設：

(学部附属施設) 幼稚園，小学校，中学校，特別支援学校，教育実践総合センター，病院，超低温物性実験施設

(学内共同教育研究施設等) 附属図書館，国際原子力工学研究所，高エネルギー医学研究センター，遠赤外線領域開発研究センター，留学生センター，アドミッションセンター，総合情報基盤センター，ライフサイエンス支援センター，生命科学複合研究教育センター 等

#### (4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 4,147人，大学院 860人，専攻科 1名

専任教員数：550人（休職者6名で外数）

助手数：8人

### 2 特徴

(1) 福井大学の歴史的発展： 本学は，平成 15 年 10 月に旧福井大学と福井医科大学とを統合し，3 学部から構成される新生の福井大学として設置された。教育地域科学部及び工学部の前身である旧福井大学は，昭和 24 年 5 月に発足し，学芸学部と工学部が設置された。一方，医学部の前身である福井医科大学は，一県一医大構想のもとに福井県民の熱意によって昭和 55 年 4 月に開学し，昭和 58 年 10 月には附属病院が開院した。その後も各学部における学科・課程の増設や改組，学部と連携する研究科の設置等の拡充整備を進め，現在は福井市（文京キャンパス）と隣接する永平寺町（松岡キャンパス：文京キャンパスから約 12km）に位置する両キャンパスに，教育地域科学部と工学部，医学部を擁する大学として精力的に教育研究活動を展開している。

(2) 福井大学の特徴： 本学は，創設の理念及び地域の特性を踏まえ，地域や国際社会に貢献し得る人材を育成するとともに，基礎研究を重視しつつ，高エネルギー医学，遠赤外線領域，原子力の安全分野での世界的水準の

研究を始めとした独創的な研究及び高度な先端的医療を実践することによって，地域はもとより国内及び国際的にも貢献し得る大学の創出を目指している。

実学を旨とする 3 学部・3 研究科から構成される本学は，実践的な教育と特色ある研究を行い，優れた高度専門職業人を育成し，広く社会に輩出している。約 3 割の卒業生・修了生は福井県内機関に専門職として従事しており，地域社会の教育・医療・産業の担い手の育成は関係者の期待に十分応えている。さらに，原子力発電所の多い福井県の地域特性を踏まえた，放射線・原子力の利用等を目的とした高エネルギー医学研究センターや国際原子力工学研究所の設置など，世界を視野に入れたトップレベルの研究教育を推進し，地域と連携した「知の拠点」として大きな役割を果たしている。

(3) 福井大学の展望： 優れた人材育成推進を図るため，文部科学省大学改革支援プログラムに積極的に応募し，平成 15～19 年度において教員当たりの採択率は単科大学を除く国立大学法人中第 3 位(本学調べ)となっている。これはこれまでの実績と将来への構想力が評価されたものであり，教職大学院の設置などを含め，採択プログラムに基づき他大学の模範となるような教育改革・改善が進んでいる。さらに，学生への支援に係る相談窓口の一本化など，「学生の人間としての成長を支える大学」，そして就職支援体制の強化など「就職に強い大学」（国立大学法人中第 3 位；民間機関調べ）として，本学は「優れた教育・学生支援の大学」と高く評価されている。

平成 15 年度には「生体画像医学の統合研究プログラム」が 21 世紀 COE プログラム(医学系)に採択され，高エネルギー医学研究センターを中心として世界最高水準の研究教育拠点が形成されている。また，世界トップレベルの原子力人材養成と研究開発を目指し，日本原子力研究開発機構等との連携のもと，国際原子力工学研究所を平成 21 年度に設置し，本学の先端的研究は地域に立脚しつつ世界をリードする研究にまで発展したものである。

このように，福井大学は少ない学部・研究科数ながら，世界的・地域的視点をもった創造性豊かな学術研究の場であり，21 世紀社会をそれぞれの分野でリードしていく次世代の人材を育て上げる優れた高等教育機関としての役割を果たしている。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1. 福井大学の基本理念と長期目標

福井大学は、学校教育法の基本的な主旨に沿い、本学の特性を加味した基本理念(目的及び使命)を、福井大学学則第1条に「福井大学は、学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的にかつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とする」と定めている。また、福井大学大学院学則第2条に、「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と基本理念を定め、さらに同第3条に「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする」とし、「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」とその目的を定めている。

このような基本理念を踏まえ、次の4点を長期目標として、本学の教育、研究、社会貢献、組織運営を推進する上での指針としている。

(長期目標)

- (1) 21世紀のグローバル社会において、高度専門職業人として活躍できる優れた人材を育成します。
- (2) 教員一人ひとりの創造的な研究を尊重すると共に、本学の地域性等に立脚した研究拠点を育成し、特色ある研究で世界的に優れた成果を発信します。
- (3) 優れた教育、研究、医療を通して地域発展をリードし、豊かな社会づくりに貢献します。
- (4) ここで学び、働く人々が誇りと希望を持って積極的に活動するために必要な組織・体制を構築し、社会から頼りにされる元気な大学になります。

### 2. 養成しようとする人材像とその具体化方策

本学では、基本理念・長期目標を具現化するため、養成しようとする人材像など、次の具体的な教育目標を定めている。

(具体的な教育目標)

本学で学んだ学生が生涯にわたって創造力や指導力などを発揮できるように、〈学びの力〉となる学問の基礎及び方法を身につけ、加えて、先端研究に支えられた教育内容と、不断の省察による教育技術によって、学生がそれぞれの個性に目覚め、社会に貢献できる実践的知識と技術を習得して卒業することを目標とします。

- (1) 学士課程では、広く充実した教養教育、コミュニケーション力を重視する語学教育、高い情報収集及び処理能力などを涵養する基礎教育及び高度先端研究を基礎とする専門教育を目指します。
- (2) 大学院課程では、それぞれの専門分野においてさらに高い応用能力を発揮できる人材の養成を目指します。

これら教育目標を達成するため、第一期中期目標・計画（平成16～21年度）において、教育の成果に関する目標を次のように定め、その具体化に向け教育活動を実施している。

(教育の成果に関する目標)

- (1) [学士課程] 各学部各分野の教育理念・目標を達成するために、文化創造の基盤となる教養教育を土台と

し、専門の基礎的知識や技術を習得させるとともに、実践的な力量及び学問的な探求能力の育成を図る。さらに、人類の調和ある発展と福祉に貢献し、地域はもとより国内外において活躍できる高い独創性と豊かな人間性を備えた人材を育成する。

- (2) [大学院課程] 学部における基礎的知識及び実社会における実践的能力等の基盤の上に高度の専門的知識とともに優れた研究能力を備え、地域はもとより広く国際的な活動に貢献できる高い教育的資質を持つ人材及び高度な技術者・研究者を育成する。

なお、これら目標の達成状況は平成 20 年度の中期目標期間評価において「良好」と判定された。これは目標が十分に達成されたことの証左である。

### 3. 各学部・研究科の基本的目的

各学部・研究科では、本学の基本理念を具現化し、目標を達成するため、それぞれの特性に沿って以下の基本的目的を定め、教育研究活動を実施している。

(各学部における基本的目的)

<教育地域科学部>

実践的力量のある学校教員の養成、地域の創造と発展に貢献できる人材の養成を目的とし、教育科学や地域科学の学際的総合的な研究成果によって広く社会の発展に寄与することを使命とする。

<医学部>

学術の中心として、高度に発展した医学及び看護学の知識を修得させ、生命尊重を第一義とし、医及び看護の倫理に徹した、人格高潔な、信頼し得る臨床医、医学研究者、看護職及び看護学研究者を育成することを目的とし、もって、医学及び看護学の進展、国民の健康増進及び社会の福祉に貢献することを使命とする。

<工学部>

基礎的な知識・教養と高度な専門能力に加え、創造力、評価力、自己学習力およびコミュニケーション能力を併せた総合能力を持つ技術者・研究者を養成する。また、地域社会と国際社会の豊かな発展に寄与することを目的に、広く工学全般にわたって教育研究を行い、その成果を社会に還元する。

(各研究科における基本的目的)

<教育学研究科>

教育改革の一環としての大学の活性化と専門職としての教員の養成、特に現職教員等の再教育という社会の要請に応えることを踏まえて、教員養成を主たる目的とする学部を中核とし、その基礎に立って、教育に係わる学問・芸術の諸問題について高度な見識と実践力を持ち、教育の今日的諸問題の解決に寄与するとともに、21 世紀を担うこどもたちの育成に貢献できる、専門的力量を備えた人材を養成することを目的とする。

<医学系研究科>

高度な医学及び看護学の知識を修得し、高い水準の医学研究を遂行できる研究能力や先端的で高度専門的な臨床技術を提供できる実践能力を身につけ、高い医療倫理観と豊かな人間性のもと、人類の健康福祉と社会福祉に貢献できる医療人を育成することを目的とする。

<工学研究科>

確かな専門知識と高い倫理観を有し、自然や環境と調和した人間社会の豊かな発展に貢献できる高度専門技術者や研究者等を養成する。また、地域の研究拠点となることを目的に、基礎的研究から最先端技術の開発まで、工学に関わる幅広い学問分野の教育研究を推進する。

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準1 大学の目的

福井大学は、平成15年10月に旧福井大学と福井医科大学が統合し、3学部からなる大学として新しく発足した。福井大学学則第1条に本学の「目的及び使命」を定めている。この「目的及び使命」を達成するため、基本的な教育目標を「本学で学んだ学生が生涯にわたって創造力や指導力などを発揮できるように、〈学びの力〉となる学問の基礎及び方法を身につけ、加えて、先端研究に支えられた教育内容と、不断の省察による教育技術によって、学生がそれぞれの個性に目覚め、社会に貢献できる実践的知識と技術を習得して卒業する」と定め、その具体化策として、第1期中期目標・計画において「教育に関する目標」を設定している。さらに、本学の「目的及び使命」をより具現化するため、それぞれの学部・学科・課程の特性に応じて教育研究実施の基本方針や育成する人材像を策定し、規程等に明記している。

本学大学院の目的については、福井大学大学院学則第2条及び3条に、大学院及び各課程の「目的」を定め、その具体化策として、第1期中期目標・計画において、大学院課程における「教育に関する目標」を設定している。さらに、各研究科・専攻においては、その目的を具現化するため、それぞれの学術分野に応じて基本的な目的や養成しようとする高度専門職業人像を策定し、規程等に明記している。

平成20年度の中期目標期間評価において、これら「教育に関する目標」の達成状況は「良好」と判定され、目標達成に係る取組の実績が高く評価された。

学則等に定められている本学の目的は、学校教育法第83条及び第99条に規定された、大学及び大学院一般に求められる目的に十分に対応し、それを踏まえたものとなっている。

本学の目的や目標は、ホームページや学生便覧など様々な媒体・手段によって大学構成員に広く公表・周知されている。さらに、ホームページや多様な媒体・手段によって、可能な機会を活用して、本学の目的等を社会に広く公表している。本学では、目的の公表を含め、社会に対する大学の情報発信機能を強化するため、「広報センター」を設置するなど積極的な取組をしている。

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、学士課程として、教育地域科学部（2課程）、医学部（2学科）及び工学部（8学科）を置いている。各学部は、本学の基本的教育目的である「地域、国及び国際社会に貢献する人材の育成」を、教育・地域科学、医学・医療、先端科学技術など、それぞれの分野で具現化するものとなっている。また、大学院課程として、教育学研究科、医学系研究科及び工学研究科を置いている。これらの研究科は学部と連携し、より高度な教育研究を行うように設置されている。各学部・研究科は、より具体的な教育研究の目的を持つ学科・課程、課程・専攻をそれぞれ置くことにより、総合的にそれぞれの目的を達成するように構成されている。さらに、各学部・研究科は、新設、改組や再編成等によって、社会的ニーズや学術の進歩に的確に対応している。

教養教育は、文京キャンパスでは共通教育センター方式で、松岡キャンパスでは教養・準備教育運営委員会の統括の下で、それぞれ明確な責任組織によって運営されている。全国に先駆けて導入された副専攻制度を始めとする取組は特色GPに採択されるなど高い評価を受けている。教養教育に対する学生の満足度も良好である。

本学には、教育研究の目的を達成するために、学部附属の学校や病院の他、全学的施設として両キャンパスの図書館、さらに学内共同教育研究施設として附属国際原子力工学研究所、高エネルギー医学研究センターや総合情報基盤センター等を設置している。これら附属施設、センター等はその目的を明確に定め、学士課程や大学院課程での教育研究、それと連携した全学的視野での教育研究、及び関連する業務やサービス、学習・生活支援等を通して、本学の教育研究の推進に独自の役割を果たしている。

全学には教育研究評議会、各学部には教授会、各研究科には研究科委員会等が設置され、毎月開催される会議等で規則・規程に定められた教育活動に係わる重要事項（教員人事、予算、教育課程の編成、学生の入学・卒業・修了・学位の授与など）を適切に審議している。

教育課程・方法を具体的に審議する組織として全学教務学生委員会が設置され、毎月開催される委員会において、全学に共通する教育活動の実施運営、点検検証、その他の学生厚生補導に関する事項等を適切に審議している。さらに、各学部・研究科の教務学生委員会等も定期的開催され、学部・研究科固有の教育活動の実施運営、点検検証等についての審議を行っている。また、FD活動や自己点検・評価活動と連携して、教務関係のPDCA体制が確立され、教育の改善を進めている。

### 基準3 教員及び教育支援者

教員組織編制のための基本方針に基づき、人事会議の設置やポイント制の導入など、学長のリーダーシップの下、組織的な連携を確保しながら教育研究分野の変化に応じた柔軟な人員配置を可能とする体制を整備している。各学部では、大学設置基準やそれぞれの教育研究目的に基づき、教員の適切な配置を考慮した教員組織の構成や専任教員の配置など、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制している。

全ての学士・大学院課程には、設置基準に定められた必要教員数が満たされ、教育課程を十分に遂行できる専任教員数、研究指導教員及び研究指導補助教員が配置されており、主要な専門科目は基本的に専任の教授・准教授が担当している。専門職学位課程においても、必要な専任教員（実務経験教員を含む）が確保されている。

教員の採用は原則公募制としている。教育・研究の活性化のため外国人教員の採用を進めているが、外国人教員の在籍数は必ずしも多くはなく、今後も積極的な採用が求められる。本学の女性教員の比率は全国の水準をほぼ維持しているが、今後とも比率の向上が求められる。また、新採用助教は原則として任期制としている。

教員の採用や昇格は、職員人事規程に基づき、各学部が規程等により明確に定めた基準に基づいて厳格な審査のもとに行われている。教授会等には、被選考者の教育業績、研究業績、社会貢献等の実績などを記載した教員資格審査資料等が提出され、学士課程での教育指導能力や大学院課程での教育研究指導能力等を評価する審査を行っている。

教員の教育活動に関する評価は、全学評価委員会で定められた「教員の個人評価基準」に基づき、教員個人評価の一環として全教員に対して3年ごとに行われている。評価結果は教員にフィードバックされている。全学部では学生や関係者等を対象とした様々な教育に関する評価アンケートを定期的実施し、その結果をフィードバックして、教員個人の教育方法のみならず、教育課程の検証や改善のために役立てている。

担当する授業科目や教育課程に関連する分野での活発な研究活動が教員の教育活動の基盤であり、採用や昇格における重要な審査事項にもなっている。教員の教育活動と研究活動には高い整合性があり、教員は研究活動の成果等を教育活動に取り入れるよう努めている。

教育課程を遂行するのに必要な事務職員や技術職員は、目的に応じて適切に配置されている。この結果、近年は教務関係業務の増加にともなう繁忙状況にあるが、教育支援業務は適切に遂行されている。TAによる教育支援は各学部で積極的に行われている。

### 基準4 学生の受入

全学部・研究科では、それぞれの目的に基づき、全学的に統一化された、教育理念・目標、特色、求める学生像及び入学者選抜の基本方針を明記した入学者受入方針を定めている。入学者受入方針等は、ホームページ、入学案内などの各種刊行物、オープンキャンパス、受験生向けの各種説明会で広く公表し周知を図っている。アンケートの結果や高い資料請求状況を鑑みると、入学者受入方針や入試情報の周知が進んでいると判断でき

## 福井大学

る。

入学者受入方針に沿って、各学部・研究科では、一般選抜、推薦入試、AO入試、さらに編入学や留学生、帰国子女、社会人対象の特別選抜など多岐にわたる選抜方法を実施し、多様なバックグラウンドを持つ入学者を受入れている。特に、大学院課程では、留学生のための英語による特別コースや社会人のための「再チャレンジ枠」や長期履修制度などを実施し、多様な学生を受入れる体制を整えている。さらに、選抜試験を複数回実施するなど、志願者の便宜を図るとともに定員確保に努めている。

入学者選抜は、全学入学試験委員会を中心として関連する組織・委員会が役割を分担し、厳格かつ公正に実施されている。入試問題はモニタリング等により周到な点検がなされ、採点は厳正に行われている。入学者の決定は教授会等が判定資料に基づき厳正に行っている。さらに、公正さを担保するため、積極的に情報を公開している。

入学者受入方針に沿った学生の受入実態等の検証は、アドミッションセンター、入学者選抜方法研究小委員会、各学部・研究科の関連する委員会等が連携して行っている。またこれらの委員会は、入試成績の分析、入学者の追跡調査等を行い、入学者選抜の改善に資する基礎資料を積極的に収集している。この分析結果等をもとに、学部や研究科では入学者選抜方法の改善を行っている。これらの取組が一助となり、少子化・総受験者数減少のなか、入学志願者数は高く維持されている。

実入学者数については、学士課程では全ての募集単位で入学定員を適正に確保できているが、大学院課程においては、入学定員を充足できていない研究科・専攻もある。大学院課程の定員を満たし、質の高い入学者を確保するため、大学院志願者を増加させる様々な取組を実施している。

## 基準5 教育内容及び方法

### 〈学士課程〉

教育課程は福井大学学則に沿って、各学部・学科・課程の教育目標を達成するよう、それぞれの特性に応じて、教養教育科目と専門教育科目から体系的に編成されている。教養教育は「広く学問の知識や方法の習得」や「専門教育段階への円滑な移行」などに配慮した教育課程が編成され、多彩な授業科目を提供している。専門教育では、それぞれの教育目標や国家試験受験資格取得を達成するため、講義・演習・実験・実習等の多様な授業形態を組み合わせた必修科目と選択科目を適切に配置した体系的な教育課程が編成されている。

学習指導法の工夫として、それぞれの教育目標にあわせ、少人数教育、TA活用等を積極的に取り入れている。これら取組の一部は特徴的な教育プログラムとして様々なGPに採択されており、高く評価されている。全ての授業について、教育課程の編成趣旨に沿った適切なシラバスが作成され、活用されている。

他大学との単位互換、北陸4大学双方向遠隔授業システムによる科目履修、インターンシップの積極的な導入など、学生の多様なニーズに応える一方で、授業時間外学習・自主的学習の指導や関係するインフラ整備などによって、単位の実質化を図っている。

成績評価基準・方法及び卒業認定基準は学則・規程等により定められ、学生便覧等を通じて学生に周知している。成績評価、単位認定及び卒業判定は、それぞれの基準・要件に基づき厳格に実施されている。さらに、全学部で成績評価への申し立てを可能とする体制を整備し、成績評価の正確性に努めている。

### 〈大学院課程〉

教育課程は大学院学則に沿って、各専攻において、授与学位及び人材育成目標に適した、基礎的な知識に関する講義を始め、各分野における先端的な理論、研究方法、研究技能の修得に至るまで体系的に編成されている。さらに、それぞれの特性に応じ、講義、演習、実験、実習等の授業が適切にバランスよく配置されている。また、他大学との連携による履修可能な科目数の拡大やインターンシップ制度の整備によるキャリア教育の推

進、「大学院教育改革支援」の採択プログラムの実施など、それぞれの研究科において社会からの要請等に積極的に対応した教育課程の編成や教育方法の工夫がなされている。

研究指導については、複数教員による研究指導、学生の自主性を考慮した適切な研究テーマ設定、T・A・R・A活動を通じた教育力及び研究遂行能力の育成、適切な研究・論文作成指導などが実施され、入学者の多くは修了要件に定められた期間内に修士論文等を作成し、修了している。なお、学位論文は申請基準の設定や一流学術雑誌への掲載などによって、学術上の質の高さが保証されている。

シラバスは、各研究科において、教育課程の編成の趣旨に沿って適切に作成されている。

成績評価・方法、学位論文審査及び修了認定基準は学則・規程等により定められ、学生に周知している。成績評価、学位論文審査及び修了認定は、それぞれの基準・要件に基づき厳格に実施されている。さらに、成績評価への申し立てを可能とする体制を整備し、成績評価の正確性に努めている。

#### 〈専門職学位課程〉

教師の専門的な力量形成のための養成プログラムの開発を任務とする教職開発専攻では、学校との新しい協働関係を打ち立て、そこでの教育実践の展開に即して大学における教育課程と研究を再構築していくという、教員養成の新しいデザイン・組織・教育課程を提起し、実践している。特に、デマンドサイドとの連携が強く求められていることから、学校拠点の実践研究のネットワークを通じて、学校・教育委員会・大学が長期にわたって協力して進めていく21世紀の学校づくりの取り組みを発信し、より広く共有していくことを企図している。

本専攻は、学校に勤務しながら、必要に応じて教員が学校の方に出向き、現職教員の院生や学校の教員と協働研究を行うことを基本とした、“学校拠点”方式を採っている。コアとなる学校での長期実践研究科目群の他に、休業中の集中講座や公開実践研究交流会など、学生に配慮した適切な時間割等の設定がなされている。

成績評価や修了認定においては、教育目的と教育課程編成の考え方に対応した評価基準が多重に用意され、学生への周知も図られている。評価においては、実践と省察の長期にわたる記録の集積に基づく総合的な評価システムの実現を目指し、公開実践交流会における公表と印刷物としての刊行という過程も含めた、省察的実践のサイクルを組み込んでいる。

## 基準 6 教育の成果

全学・各部局における関連委員会の設置や学生等に対する意見聴取の実施など、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等の観点から、達成状況を検証・評価する組織的取組が積極的に行われ、その検証・評価に基づき、教育課程の改善等がなされている。

学士・大学院課程における授業科目等における学生の成績は良好であり、単位修得率も高い水準にある。最低修業年限での卒業（修了）率は一部を除き、高い水準で維持されている。資格取得については、教員免許、医師や看護師国家試験のいずれも高い取得・合格率を維持している。学位論文の内容は、掲載雑誌等からみて、学術的に質の高いものと評価できる。このように、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が十分に上がっている。なお、資格取得に関して、関連国家試験の合格率は高い水準で維持されているが、合格率をさらに向上させる余地があり、積極的な改善取組が必要である。

本学の具体的教育目標の一つである「探求的課題解決能力」の取得をはじめ、様々な学力や資質・能力の修得に対して、大半の学生は修得できたと自己評価している。さらに、学生の教育目標達成度または満足度は概ね高く、これは教育の成果や効果が上がっていることの証左である。なお、「探求的課題解決能力の形成」については、G・P採択プログラムなどに基づく個性的な取組がなされている。

## 福井大学

各部局では、それぞれの教育目的及び養成する人材像に沿った分野において高い就職率が維持されており、所期の目的を果たしている。特に、多くの卒業(修了)生が、福井県内において専門職に就いており、地域社会への貢献という本学の理念に合致する教育成果である。

卒業(修了)生の大半は、養成する人材が備えるべき諸資質・能力や学力を身に付けることができたことと教育成果を高く評価している。卒業(修了)生の就職先関係者からは、本学卒業生は企業等が求める諸資質・能力や学力を「備えている」等の評価を得ている。特に、殆どの就職先関係者は「総合的に判断して福井大学卒業生の採用に十分またはやや十分満足している」と回答しており、このことから人材育成に関する教育の成果や効果が十分に上がっていることが判る。今後も、更なる向上を目指した取組が求められる。

### 基準7 学生支援等

新入生に対して、授業科目選択などの履修方法や学生生活等について、きめ細かいガイダンスを実施している。また、助言教員等による個別的指導や事前ガイダンスの適宜実施など、適切な修学上のガイダンスが実施されている。

学習支援を一括して所掌する「学生支援センター」等の設置など、学習支援についての組織的対応体制が整備されている。学生からの高い満足度から判断すると、十分に成果があがっている。さらに、助言教員制度の活用や学生評価の実施など、学生からの学習ニーズの把握に積極的に努めている。

留学生に対して、留学生支援に当たる「留学生センター」の機能強化、日本語学習ソフトの開発・利用などによる語学支援など適切な学習支援がなされている。社会人学生に対して、「長期履修制度」等の導入・活用によって修学者のライフスタイルに合わせ履修・研究指導ができるよう、配慮されている。さらに、障害を持った学生を受け入れる全学的な体制も整備されている。

インフラ整備、情報機器・施設の整備充実、図書館における自主的学習の場の提供など、学生の自主学習を支援する教育環境が整備されている。学生からの意見聴取結果から見て、教育環境は学生にとって満足するものであり、効果的に活用されている。財政的に制限がある中でも、教育環境の整備・充実が図られている。

本学では課外活動を教育活動の一環と捉えており、ハード・ソフト両面から支援している。課外活動に係る施設を随時整備・改善しており、課外活動施設に対する学生の満足度も高い。

「保健管理センター」の機能強化など、精神的・身体的な健康相談に適切に対応できる体制を整備している。相談・対応実績や学生からの高評価に鑑みると、健康相談への対応が適切に行われている。「就職支援室」の設置や積極的な就職支援活動がなされており、進路相談・支援体制は整備されている。高い就職率、高い外部評価結果等に鑑みると、進路相談への対応が適切に行われている。また、ハラスメント防止に対する組織的体制が整備され、防止の啓発活動が積極的になされている。さらに、留学生に対して、「外国人留学生支援会」の発足や安価な居住施設の提供などの取組によって、生活支援の体制が適切に整備されている。

日本学生支援機構等の奨学金制度を周知・運用するだけでなく、本学独自の奨学金制度を設置している。授業料・入学金免除について、免除審査制度の改善など、援助の充実を図っている。このような経済面の援助に対して、学生の満足度は高い。

### 基準8 施設・設備

本学は、教育研究用途の主要校地として文京キャンパス及び松岡キャンパス等を保有し、面積は大学設置基準面積を大幅に上回る。両キャンパスには教育研究施設等が配置されており、本学の目的等に沿って、講義室、実験実習室、情報処理演習室等を整備している。講義室はすべて空調が整備され、AV機器整備など教育環境の充実を図るなど、快適な教室環境を提供している。さらに、学生の視点に立った教育施設・環境の改善が進んでおり、教育・課外活動等の環境に対する学生の満足度は概ね高い。障害学生の修学を具体的に支援する体



制を整え、各施設を円滑に利用できるよう施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされている。また、建物施設の老朽化、耐震化対応については、「福井大学長期保全計画」等に従って、計画的な改修整備を進めている。

教育研究活動に係る情報処理システム及び情報ネットワークは総合情報基盤センターによって一元管理され、両キャンパスには教育用パソコンを配備した情報処理演習室等が配置されている。学生はIDとパスワードによって教育用パソコンなどを自主学習にも容易に利用でき、ICT設備に対する学生の満足度も良好である。また、情報セキュリティや個人情報保護に関する組織的管理体制が構築され、教育課程の遂行に必要なICT設備は適切に運用されている。

施設整備・運用の方針等を盛り込んだ「キャンパスマスタープラン2007」の制定など、施設マネジメントに係る全学的体制が整備されている。施設マネジメント方針や共同利用施設等における利用規程・利用の手引き等はホームページや冊子体を通じて構成員に公表・周知している。特に、学生に対しては、全員に配布する「学生便覧」に教育研究や学生生活に係る施設について記載し、周知を図っている。

両キャンパスにはそれぞれ総合図書館及び医学図書館が設置され、電子ジャーナル・文献データベースの計画的整備を含め教育研究上必要な合計60万冊を超える資料等が系統的に収集・管理されている。また、学習支援サービス・教育用図書の実質、様々な取組による図書館の利用促進や県立図書館との相互利用協定締結による利用可能資料数の大幅な増加など、学習支援としての図書館機能を充実している。学生からは資料整備及び学習支援サービスに概ね好評の結果を得るなど、図書資料を含め図書館は有効に活用されている。なお、平成20年度に総合図書館の改修・整備が実施され、利用者の要望に応えた環境の整備が進んでいる。

## 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育状況に関するデータや資料は、各部署において随時収集・蓄積しており、これらデータ等は電子化され全学的な教務事務電算システムによって集約・管理されている。さらに、教務関連データ収集には、学生や教員が直接関与する入力システムも利用されている。教員の教育への寄与等を収集・蓄積する「福井大学総合データベース」の運用は、教育関連情報の組織的収集・蓄積活動の一環でもある。

教育の質の向上・改善に向けたPDCA体制が整備され、大学の構成員に対する意見聴取が随時実施されている。特に、重要な役割を果たす「学生による授業評価」は各学部で組織的・定期的に行われている。評価結果は、担当教員にフィードバックされ、教育内容・方法等の改善に利用されている。また、教育課程に対する構成員からの意見聴取も実施しており、その評価結果に基づき、教育課程の改善が行われている。

卒業生(修了生)や就職先関係者からの意見聴取体制が整備され、全学・各部署において適宜意見聴取が実施されている。意見聴取結果に基づき、教育課程の編成、関係部門の設置など、教育の質の向上・改善に向けた取組が具体的になされている。

教育活動を担う教員は、「学生による授業評価」等の結果に基づき、それぞれの教育の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等を持続的に改善している。これは「学生による授業評価」結果が年次推移で概ね向上、高い水準で維持していることから検証される。さらに、教員に対する個人評価の実施、教育改善に対する財政的支援など、教員の教育の質を向上させるよう、全学の組織的な取組がなされている。

FD活動に関する全学及び各部署の組織が連携を図り、社会ニーズ等を考慮した、適切なFD研修会等を実施している。さらに、全学FDフォーラムの開催や関連誌の刊行など、学部を超えた教員の経験の交流がなされている。また、教員のFD活動に対する意識も高く、「学生による授業評価」やFD研修会は教育内容・方法の改善に効果を上げている。

教育支援者に対し、その職務に必要な資質を向上させるための研修が組織的に実施されている。

## 基準 10 財務

本学の資産は、法人設立時に国から土地・建物等の出資を受けており、法人化以降は財源的に運営費交付金等を継続的に措置されていることから、安定した教育研究活動を遂行できる状況にある。また、財務の安全性を表す指標である流動比率も 100%を超えていることから過大な債務水準にはない。

経常的収入の確保については、国から措置される運営費交付金が毎年削減されるなか、自己収入の確保に努めており、附属病院収入、外部資金獲得等着実に増加している。

収支計画等については、平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間については中期計画で、さらに各年度については年度計画において予算、収支計画及び資金計画を定めており、学内の関係委員会の議を経て学長が決定し、文部科学大臣に申請し認可を得ている。また、当該計画等は本学のホームページで公表され、関係者に明示されている。

収支の状況については、平成 16 年度以降毎年当期総利益を計上しているだけでなく、経営努力とされる目的積立金も毎年認定されており、支出超過とはなっていない。

教育研究活動に対する資源配分については、毎年予算配分方針を作成し、基盤的な経費については前年度水準を維持することとしている。更に、教育研究活動を活性化するために「学長裁量経費」や「競争的配分資金」を設定し、学長のリーダーシップの下に戦略的・重点的な配分に努めている。

財務諸表の公表については、毎年度官報に公示するとともに、大学のホームページにおいても公表している。

財務に対する会計監査については、監査室における内部監査、監事及び会計監査人による監査が適正に行われている。

## 基準 11 管理運営

学長をトップに理事、副学長及び学長特別補佐を適切に配置した管理運営組織を整備している。これら管理運営組織では、大学運営に関する情報を学長・理事等へ集積し、重要事項等への対応に係る方針等を役員が示し、学部長等と協議の上、役員会等で審議するといった、学長のリーダーシップの下、有機的かつ効果的に意思決定できる体制にある。また、危機管理については、包括的な危機管理マニュアルや危機管理規則の策定など、危機管理体制も整備されている。

経営協議会における学外有識者の意見聴取、役員・学部長懇談会等の設置、メールマガジンの発刊、「何でも相談窓口」の設置など、様々な機会を利用して構成員や学外者からのニーズを積極的に聴取・把握している。附属国際原子力工学研究所の設置など、このようなニーズ聴取は管理運営に適切に反映されている。

監事は監査室の支援の下、適切に監事監査を実施しており、その監査結果は業務改善に活用されている。

管理運営にあたる役員、幹部職員は大学マネジメントセミナーなど各種研修会に積極的に参加し、また事務職員も外部機関による研修を含め各種研修を体系的に受講しており、教職員の管理運営能力の向上を図っている。

管理運営に関する方針を中期目標において定め、管理運営に関する組織、役職員等に関する諸規則、役員等の選考や責務の権限などに関する諸規則をそれぞれ整備している。

大学の活動状況に係るデータや資料は適切に収集・蓄積され、構成員は本学ホームページや事務用電子掲示板「vDESK」にアクセスすることによって活用できる。さらに、教員個人の教育研究活動の状況を集積する総合データベースシステムが構築され、大学全体の活動状況把握等に活用している。

学長、評価担当理事を中心とした全学的自己点検・評価体制が整備されており、全学・各部局において、総合データベース等のデータに基づき自己点検・評価を行っている。また、国立大学法人評価や外部評価基準に基づく外部評価を実施し、自己点検評価を適宜外部者によって検証している。評価結果は「評価結果活用方針」に基づき具体的改善がなされるよう措置されている。これら評価結果は報告書やホームページ掲載等によって

公表している。

機能強化された「広報センター」による大学広報の一元・集中化の推進の下、教育研究活動の状況・成果をホームページ、印刷物及びマスメディアを利用して積極的に社会に発信している。

#### iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_fukui\\_d201003.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_fukui_d201003.pdf)

## v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	福井大学学則
	1-1-1-2	福井大学教育地域科学部規程
	1-1-1-3	福井大学医学部規程
	1-1-1-4	福井大学工学部規程
	1-1-2-1	福井大学大学院学則
	1-1-2-2	福井大学大学院教育学研究科規程
	1-1-2-3	福井大学大学院医学系研究科規程
	1-1-2-4	福井大学大学院工学研究科規程
	冊子資料1	福井大学学生便覧
	冊子資料2	大学院ガイドブック
	冊子資料3	福井大学大学案内
	冊子資料4	CAMPUS EXPRESS (新入生配付版)
	冊子資料5	一般選抜学生募集要項
	1-2-1-1	新規採用職員研修の概要
基準2	2-1-1-1	教育地域科学部における統合・再編の概要 (地域科学課程の設置)
	2-1-2-1	福井大学共通教育規程
	2-1-2-2	教養教育に係るキャンパス間交流実績 (平成20年度)
	2-1-3-1	教職開発専攻 (教職大学院) の設置
	2-1-3-2	原子力・エネルギー安全工学専攻の概要
	2-1-3-3	教育学及び医学系研究科における改組概要
	2-1-4-1	福井大学特殊教育特別専攻科規程
	2-1-5-1	自己点検・評価に基づく評価委員会によるセンター評価 (基準毎の評価結果) の例 (地域環境研究教育センター)
	2-2-1-1	国立大学法人福井大学法人規則
	2-2-1-2	国立大学法人福井大学教育研究評議会規則
	2-2-1-3	教育研究評議会議事要旨の一例 (平成20年度第1回)
	2-2-1-4	福井大学教育地域科学部教授会規程
	2-2-1-5	福井大学医学部教授会規程
	2-2-1-6	福井大学大学院工学研究科教授会規程
	2-2-1-7	教育地域科学部教授会議事録の一例 (平成20年度第1回)
	2-2-1-8	医学部教授会議事要旨の一例 (平成20年度第1回)
	2-2-1-9	工学研究科第一・第二教授会議事録の一例 (平成20年度第1回)
	2-2-1-10	福井大学大学院教育学研究科委員会規程
	2-2-1-11	福井大学大学院医学系研究科委員会規程
	2-2-1-12	教育学研究科委員会議事録の一例 (平成20年度第1回)
2-2-1-13	医学系研究科委員会 (大学院修士課程委員会) 議事要旨の一例 (平成20年度第1回)	

福井大学

	2-2-2-1	福井大学委員会規程
	2-2-2-2	全学教務学生委員会議事要録の一例（平成20年度第1回）
	2-2-2-3	福井大学教務学生委員会小委員会要項
	2-2-2-4	福井大学教育地域科学部教務学生委員会要項
	2-2-2-5	福井大学医学部教務学生委員会規程
	2-2-2-6	福井大学工学部及び大学院工学研究科教務学生委員会要項
	2-2-2-7	教育地域科学部教務学生委員会議事要旨の一例（平成20年度第1回）
	2-2-2-8	医学部教務学生委員会議事要旨の一例（平成20年度第37回）
	2-2-2-9	工学部及び大学院工学研究科教務学生委員会及び教育委員会議事要旨の一例（平成20年度第2回）
	2-2-2-10	FD関連委員会に係る規程等
基準3	3-1-1-1	国立大学法人福井大学職員就業規則
	3-1-1-2	国立大学法人福井大学職員人事規程
	3-1-1-3	国立大学法人福井大学職員倫理規定
	3-1-1-4	国立大学法人福井大学大学教育職員の任期に関する規程
	3-1-1-5	福井大学教育地域科学部講座等組織規程
	3-1-1-6	福井大学医学部の講座組織に関する申合せ
	3-1-1-7	福井大学工学部及び大学院工学研究科の組織等に関する規程
	3-1-1-8	福井大学教育地域科学部及び大学院教育学研究科教員選考規程
	3-1-1-9	福井大学医学部教員選考規程
	3-1-1-10	福井大学大学院工学研究科教員選考規程
	3-1-1-11	教育地域科学部組織の概要
	3-1-1-12	教育地域科学部教員組織の構成一覧
	3-1-1-13	医学部組織の概要
	3-1-1-14	医学部教員組織の構成一覧
	3-1-1-15	工学部組織の概要
	3-1-1-16	工学部教員組織の構成一覧
	3-1-1-17	福井大学教育地域科学部講座主任規程
	3-1-1-18	福井大学医学部学科長規程
	3-1-4-1	実務家教員一覧
	3-1-4-2	みなし教員の組織運営への参画の例
	3-1-4-3	授業科目の概要と担当教員
	3-1-5-1	教育地域科学部の教員採用公募要項の一例
	3-1-5-2	工学部の教員採用公募要項の一例
	3-1-5-3	国立大学法人福井大学教員のサバティカル研修に関する規程
	3-2-1-1	福井大学医学部教員選考規程に関する申合せ
	3-2-1-2	福井大学医学部教員選考基準
	3-2-1-3	福井大学医学部教員選考基準に関する申合せ
	3-2-1-4	福井大学大学院工学研究科教員選考基準に関する内規

	3-2-1-5	福井大学大学院工学研究科教員選考に関する申合せ
	3-4-1-1	技術系職員配置に関する規程
	3-4-1-2	福井大学ティーチング・アシスタント実施要項
基準4	4-1-1-1	教育地域科学部の入学者受入方針
	4-1-1-2	工学部の入学者受入方針
	4-1-1-3	大学院教育学研究科の入学者受入方針
	4-1-1-4	大学院工学研究科の入学者受入方針
	4-1-1-5	ホームページによる入学者受入方針の公表・周知の一例（学士課程）
	4-1-1-6	ホームページによる入学者受入方針の公表・周知の一例（大学院課程）
	4-1-1-7	携帯電話サイトへのアクセス数
	4-1-1-8	大学説明会等の開催状況
	4-1-1-9	入学者受入方針等が記された刊行物の配付状況
	4-1-1-10	大学説明会等配付資料に掲載された「求める学生像」（抜粋）
	冊子資料5	一般選抜学生募集要項
	冊子資料6	入学志願者資料集
	4-2-1-1	面接要項
	4-2-1-2	AO入試の概要（教育地域科学部）
	4-2-1-3	医学部「地域枠」及び「福井健康推進枠」の概要
	冊子資料7	特別選抜に関する学生募集要項
	4-2-2-1	既修科目の単位認定に関わる申合せ
	4-2-2-2	国際総合工学特別コース及び国際共学ネットワーク特別コースの概要
	4-2-2-3	社会人に対する再チャレンジ支援の概要
	4-2-2-4	福井大学大学院長期履修学生規程
	4-2-3-1	福井大学入学試験委員会小委員会要項
	4-2-3-2	福井大学アドミッションセンター規程
	4-2-3-3	福井大学教育地域科学部入学試験専門委員会要項
	4-2-3-4	福井大学医学部入学試験委員会規程
	4-2-3-5	福井大学工学部及び工学研究科入試委員会要項
	4-2-3-6	入試問題点検の業務手順
	4-2-3-7	入学試験監督者要項の一例（医学部）
	4-2-3-8	受験者からの申し出に対応した成績の開示
基準5	1-1-1-2	福井大学教育地域科学部規程
	5-1-1-1	教育地域科学部学生の履修方法について
	1-1-1-3	福井大学医学部規程
	5-1-1-2	福井大学医学部医学科履修規程
	5-1-1-3	福井大学医学部看護学科履修規程
	1-1-1-4	福井大学工学部規程
	5-1-1-4	福井大学工学部履修要項
	2-1-2-1	福井大学共通教育規程

5-1-1-5	福井大学共通教育科目履修要項
5-1-1-6	教育課程の編成 (医学部)
5-1-1-7	教育課程の編成の例 (工学部電気・電子工学科)
5-1-1-8	教育課程の例 (教育地域科学部学校教育課程社会系教育コース)
5-1-1-9	教育課程の例 (教育地域科学部地域科学課程専門教育科目)
5-1-1-10	教育課程の例 (医学部医学科)
5-1-1-11	教育課程の例 (医学部看護学科)
5-1-1-12	教育課程の例 (工学部機械工学科)
5-1-1-13	教育課程の例 (工学部物理工学科)
冊子資料8	平成21年度における時間割 (学部)
5-1-2-1	補習授業の実施状況 (工学部)
2-1-1-1	教育地域科学部における統合・再編の概要 (地域科学課程の設置)
5-1-2-2	離職看護師のスキルアップ再教育プログラムの概要
5-1-2-3	原子力・エネルギー安全工学専攻副専攻コースの概要
5-1-2-4	大学院授業科目の早期履修制度 (工学研究科)
1-1-1-1	福井大学学則
5-1-3-1	教育地域科学部学生の各学期における履修単位数の制限に関する取扱い
5-1-3-2	工学部学生の各学期における履修単位数の制限に関する取扱い
5-2-1-1	教育地域科学部における取組例
5-2-1-2	実習の効果的導入に対する学生の評価 (医学部医学科)
5-2-1-3	学科を横断した創成教育 (工学部)
5-2-1-4	地域と協働する実践的教員養成プロジェクト
5-2-1-5	医学英語と医学・看護学の統合的一貫教育
5-2-1-6	地域教育活動の場の持続的形成プログラム
5-2-1-7	夢を形にする技術者育成プログラム
5-2-2-1	シラバス作成要領 (文京キャンパス)
5-2-2-2	共通教育のシラバスの例
5-2-2-3	専門教育のシラバスの例 (工学部)
5-2-2-4	シラバス作成要領 (医学部)
5-2-2-5	専門教育のシラバスの例 (医学部)
冊子資料9	共通教育シラバス
冊子資料10	医学部医学科シラバス
冊子資料11	医学部看護学科シラバス
冊子資料12	教育地域科学部履修の手引き
冊子資料13	工学部履修の手引きの例 (物理工学科)
5-2-3-1	自主的学習の促進への取組例 (教育地域科学部)
5-2-3-2	自主的学習の促進への取組例 (医学部)
5-3-1-1	成績評価基準等の学生便覧による周知の例 (教育地域科学部)
冊子資料1	福井大学学生便覧



5-4-1-1	福井大学大学院教育学研究科履修要項
5-4-1-2	福井大学大学院工学研究科履修要項
1-1-2-2	福井大学大学院教育学研究科規程
1-1-2-3	福井大学大学院医学系研究科規程
1-1-2-4	福井大学大学院工学研究科規程
冊子資料 14	平成 21 年度における時間割 (大学院)
5-4-2-1	原子力教育大学連携ネットワークの概要
5-4-2-2	附属学校におけるインターンシップ制度の概要
5-4-2-3	工学研究科におけるインターンシップ制度の概要
5-4-2-4	教育学研究科における教職員免許取得プログラムの概要
2-1-3-1	教職開発専攻 (教職大学院) の設置
2-1-3-3	教育学及び医学系研究科における改組概要
5-4-2-5	北陸 5 大学の連携による「がんプロフェッショナル養成プログラム」の概要
5-4-2-6	工学研究科における「学生の個性に応じた大学院教育」の概要
5-4-3-1	教育学研究科オリエンテーション資料
5-4-3-2	医学系研究科における副指導教員制度
5-4-3-3	工学研究科における「カリキュラムのオーダーメイド化」
冊子資料 15	医学系研究科博士課程授業要項 (シラバス)
4-2-2-3	社会人に対する再チャレンジ支援の概要
5-5-3-1	福井大学大学院教育学研究科夜間主コース及び夜間主・学校改革実践研究コースの時間割 (平成 20 年度前期・後期)
5-5-3-2	医学系研究科修士課程の時間割
5-6-2-1	中間発表会による研究指導の例 (医学系研究科)
3-4-1-2	福井大学ティーチング・アシスタント実施要項
5-6-2-2	福井大学リサーチ・アシスタント実施要項
5-7-1-1	福井大学学位規程
5-7-1-2	福井大学大学院教育学研究科修士課程修了認定に関する取扱要領
5-7-1-3	福井大学医学系研究科修士論文審査実施細則
5-7-1-4	福井大学医学系研究科博士論文審査実施細則
5-7-1-5	福井大学修士 (工学) 学位授与に関する取扱要項
5-7-1-6	福井大学博士 (工学) 学位授与に関する取扱要項
冊子資料 2	大学院ガイドブック
5-7-2-1	医学系研究科博士課程における学位論文の例
5-7-2-2	工学研究科課程博士の学位申請基準についての教授会申合せ
5-8-1-1	教職開発専攻の教育課程
3-1-4-2	みなし教員の組織運営への参画の例
3-1-4-3	授業科目の概要と担当教員
5-8-2-1	教職大学院における「学校における実習」について修得する単位の免除及び在学期間の短縮等に関する申合せ

基準6	2-2-2-1	福井大学委員会規程
	2-2-2-4	福井大学教育地域科学部教務学生委員会要項
	2-2-2-5	福井大学医学部教務学生委員会規程
	2-2-2-10	F D関連委員会に係る規程等
	2-2-2-6	福井大学工学部及び大学院工学研究科教務学生委員会要項
	6-1-1-1	教育の成果や効果を検証するための調査例
	6-1-1-2	点検・評価のフィードバック例（カリキュラムの改善例）
	6-1-1-3	教育目標の達成状況調査例（医学部）
	6-1-1-4	就職先関係者に対する教育目標の達成状況調査例（工学研究科）
	5-7-2-1	医学系研究科博士課程における学位論文の例
	6-1-2-1	学術誌に掲載された学位論文の例（教育学研究科）
	6-1-2-2	学術誌に掲載された学位論文の基礎となっている論文の例（工学研究科）
	6-1-3-1	学生評価から鑑みた教育地域科学部・教育学研究科における教育目標達成状況の一例
	6-1-3-2	学生評価から鑑みた医学部・医学系研究科における教育目標達成状況の一例
	6-1-3-3	学生評価から鑑みた工学部・工学研究科における教育目標達成状況の一例
	5-2-1-3	学科を横断した創成教育（工学部）
	5-2-3-2	自主的学習の促進への取組例（医学部）
	6-1-3-4	診療参加型臨床実習の概要（医学部）
	6-1-3-5	自己主導型学習（医学部）
	6-1-3-6	「看護基本技術の記録」システム（医学部）
	5-2-1-5	医学英語と医学・看護学の統合的一貫教育
	6-1-3-7	「探求的課題解決能力の形成」に資する特色ある取組例（工学部）
	5-4-2-6	工学研究科における「学生の個性に応じた大学院教育」の概要
	5-2-1-6	地域教育活動の場の持続的形成プログラム
	6-1-5-1	教育成果や効果に関する卒業（修了）生からの意見聴取結果の例（一部抜粋）
	6-1-5-2	教育地域科学部卒業生に対する就職先関係者の評価
6-1-5-3	医学部卒業生に対する就職先関係者の評価	
6-1-5-4	工学部卒業生に対する就職先関係者の評価	
基準7	7-1-1-1	新入生合宿研修実施状況
	5-4-3-1	教育学研究科オリエンテーション資料
	7-1-2-1	何でも相談窓口における相談件数と内容（平成19年度）
	7-1-2-2	学生ニーズの把握と対応例（松岡キャンパス）
	5-2-2-5	専門教育のシラバスの例（医学部）
	7-1-2-3	オフィスアワーの学生への周知（掲示による周知例）（医学部）
	7-1-2-4	学生に対し配置した助言教員一覧の例（教育地域科学部）
	7-1-4-1	留学生センターの組織図、機能強化及び留学生相談
	7-1-4-2	短期留学プログラムの概要と参加者
	7-1-4-3	留学生に対する学習支援の一環となる「日本語の文字・語彙学習ソフト（CALL）」
	7-1-4-4	大学院設置基準第14条の活用状況

	7-2-2-1	課外活動について（学生便覧より抜粋）
	冊子資料 1	福井大学学生便覧
	7-2-2-2	学生アンケートに基づく修学環境の整備・充実の例（文京キャンパス関係）
	7-2-2-3	課外活動団体（サークル）一覧（平成 20 年度）
	7-3-1-1	学生健康相談への対応実績（平成 19 年度）
	7-3-1-2	就職支援に係る取組
	7-3-1-3	「福井大学におけるセクシャル・ハラスメントの防止・対策に関する指針」及び「福井大学におけるアカデミック・ハラスメントの防止・対策に関する指針」
	7-3-1-4	国立大学法人福井大学ハラスメント防止・対策専門部会要項
	7-3-1-5	ハラスメント相談員一覧
	冊子資料 16	セクシャル・ハラスメントのないキャンパスへ向けて
	冊子資料 17	アカデミック・ハラスメントのないキャンパスへ向けて
	7-3-2-1	チューター学生による留学生支援とチューター数
	7-3-2-2	チューターマニュアル（2009 年版）
	7-3-2-3	外国人留学生支援会
	7-3-2-4	国際交流学生宿舎及び国際交流会館のパンフレットと規程
	7-3-2-5	福井大学留学生会館入居者選考基準
	7-3-3-1	奨学金推薦要項
	7-3-3-2	福井大学入学科、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程
	7-3-3-3	授業料等の免除制度の改善
	7-3-3-4	経済的支援の学生への周知の一例（学生便覧）
基準 8	8-1-1-1	バリアフリー対策整備状況図
	8-1-1-2	福井大学長期保全計画
	冊子資料 18	福井大学キャンパスマスタープラン 2007
	8-1-2-1	福井大学総合情報基盤センター規程
	8-1-2-2	総合情報基盤センターのホームページとセンター利用ガイド
	5-4-2-1	原子力教育大学連携ネットワークの概要
	8-1-2-3	e—ポートフォリオシステム
	8-1-2-4	総合的先進イメージングシステム
	8-1-2-5	福井大学情報システム運用基本規程
	8-1-2-6	国立大学法人福井大学の保有する個人情報の保護に関する規則
	8-1-3-1	福井大学施設利用・計画小委員会要項
	8-1-3-2	福井大学施設マネジメント推進室設置要項
	8-1-3-3	福井大学における施設の有効利用に関する規則
	8-1-3-4	学生便覧に掲載された「附属図書館の利用」
	冊子資料 1	福井大学学生便覧
	8-2-1-1	図書館の利用案内や資料探索法についてのオリエンテーションや講義、講習会の開催状況
	8-2-1-2	図書館ホームページに掲載されている利用ガイド
	8-2-1-3	時間外開館の実施

	8-2-1-4	県内公共図書館蔵書の共有化
	8-2-1-5	福井大学学術機関リポジトリ
	8-2-1-6	総合図書館整備計画について
基準 9	9-1-1-1	国立大学法人福井大学法人文書管理規則
	9-1-1-2	工学部における答案用紙等保管チェックリスト例
	9-1-1-3	中期目標・計画の進捗状況に関わるデータベース
	9-1-2-1	各部局における教育の質の改善, 向上に取り組む体制と実施状況 (教育地域科学部, 医学部)
	9-1-2-2	教育地域科学部における学生による授業評価
	9-1-2-3	医学部における学生による授業評価とフィードバック例
	9-1-2-4	医学部における公開授業とフィードバック例
	9-1-2-5	工学部における学生による授業評価
	9-1-2-6	工学部における学生による授業評価のフィードバック例
	9-1-2-7	医学系研究科における学生による授業評価とフィードバック例
	9-1-2-8	教育課程に関する学生の評価結果例 (工学部)
	9-1-3-1	卒業生に関する就職先関係者に対する全学的アンケート調査結果例 (一部抜粋)
	9-1-3-2	卒業生に対するアンケート調査結果例 (医学部, 一部抜粋)
	9-1-3-3	修了生に関する就職先関係者に対するアンケート調査結果例 (医学系研究科, 一部抜粋)
	9-1-3-4	学外関係者の意見聴取結果に基づく教育の質的向上例 (教育地域科学部)
	9-1-3-5	学外関係者の意見聴取結果に基づく教育の質的向上例 (医学部)
	9-1-3-6	学外関係者の意見聴取結果に基づく教育の質的向上例 (工学部)
	9-1-4-1	大学院課程における評価結果に基づく教育改善例 (医学系研究科)
	9-1-4-2	「教科書等作成推進費」採択プロジェクトとその一例
	9-2-1-1	全学FDフォーラムの活動例
	冊子資料 19	共通教育フォーラム
	冊子資料 20	工学部FDフォーラム
	9-2-1-2	GP等の採択状況
	9-2-2-1	職員の海外研修
	9-2-2-2	工学部技術部の研修に関する内規と研修例
基準 10	10-1-1-1	開始貸借対照表
	10-1-1-2	平成 16 年度貸借対照表
	10-1-1-3	平成 17 年度貸借対照表
	10-1-1-4	平成 18 年度貸借対照表
	10-1-1-5	平成 19 年度貸借対照表
	10-1-1-6	平成 20 年度貸借対照表
	10-1-1-7	負債の内訳
	10-1-1-8	長期借入金残高
	10-1-2-1	平成 16~20 年度決算報告書
	10-2-1-1	福井大学中期計画の財務計画 (中期目標・目的一覧表より一部抜粋)
	10-2-1-2	福井大学平成 21 年度計画における財務計画 (平成 21 年度年度計画より一部抜粋)

	10-2-1-3	教授会における予算案の報告明示例（教育地域科学部教授会議事録）
	10-2-2-1	平成16年度損益計算書
	10-2-2-2	平成17年度損益計算書
	10-2-2-3	平成18年度損益計算書
	10-2-2-4	平成19年度損益計算書
	10-2-2-5	平成20年度損益計算書
	10-2-2-6	国立大学法人における剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る承認について
	10-2-3-1	平成21年度福井大学収支予算書（総表）
	10-2-3-2	平成21年度事項別予算配分内訳（抜粋）
	10-2-3-3	学長裁量経費・競争的配分経費の設置（配分方法等の周知例）
	冊子資料18	福井大学キャンパスマスタープラン2007
	冊子資料21	福井大学設備マスタープラン
	10-3-1-1	ホームページに掲載されている財務諸表の概要
	10-3-2-1	国立大学法人福井大学監査室設置要項
	10-3-2-2	平成19年度内部監査結果報告書の例（契約事務の適正化に関する内部監査）
	10-3-2-3	科学研究費補助金の監査
	10-3-2-4	平成19年度の内部監査の指摘事項と改善結果の例（契約事務の適正化に関する内部監査）
	10-3-2-5	国立大学法人福井大学監事監査要綱
	10-3-2-6	業務監査報告書
	10-3-2-7	会計監査人の監査計画に基づく監査（監査報告書）
基準11	11-1-1-1	国立大学法人福井大学役員規則
	11-1-1-2	国立大学法人福井大学理事に関する規則
	11-1-1-3	国立大学法人福井大学役員会規則
	11-1-1-4	国立大学法人福井大学教育研究評議会規則
	11-1-1-5	国立大学法人福井大学経営評議会規則
	2-2-2-1	福井大学委員会規程
	11-1-1-6	福井大学事務局組織規程
	11-1-1-7	危機管理基本マニュアル
	11-1-1-8	福井大学における研究活動の不正行為への対応に関する規則
	11-1-1-9	国立大学法人福井大学毒物及び劇物等管理規則
	11-1-1-10	国立大学法人福井大学危機管理規則
	11-1-3-1	役員によるメールマガジン（福大☆スターナビゲーション）の発行例
	10-3-2-6	業務監査報告書
	11-1-4-1	国立大学法人福井大学監事監査実施基準
	11-1-4-2	監事監査計画書
	11-1-4-3	監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な例
	11-1-4-4	国立大学法人福井大学 平成19事業年度業務監査報告書
	11-1-5-1	国立大学法人福井大学職員研修規程
	11-2-1-1	管理運営に関わる役員等の選考や責務の権限を定めた規程例（福井大学副学長に関する規程）

福井大学

11-3-4-1	大学案内
11-3-4-2	福井大学の活動状況報告書 ダイジェスト版
11-3-4-3	ウイークリートピックス (創刊号)